

美里町立小学校統合基本計画書

美里町
令和 7 年 (2025 年) 9 月

目次

1. 美里町立小学校統合基本計画策定の要旨	・ ・ ・ P.1
1-1. 背景及び目的	・ ・ ・ P.2
1-2. 美里町立小学校統合基本計画策定のための体制及びプロセス	・ ・ ・ P.3
2. 上位計画の考え方	・ ・ ・ P.6
3. 美里町立小学校統合基本計画の前提条件と美里町の現状	・ ・ ・ P.12
3-1. 美里町立小学校統合基本計画の前提条件	・ ・ ・ P.13
3-2. 美里町及び既存小学校の現状	・ ・ ・ P.15
3-3. 対象敷地及び周辺の状況	・ ・ ・ P.17
4. 地域住民や子どもたちが求める新統合小学校のイメージ	・ ・ ・ P.20
4-1. ワークショップやアンケートから得ることができた特徴的な意見	・ ・ ・ P.21
4-2. ワークショップやアンケートで見えた新統合小学校の全体像	・ ・ ・ P.22
5. 新統合小学校の整備計画	・ ・ ・ P.23
5-1. 小学校整備の方針	・ ・ ・ P.24
5-2. 計画規模と必要諸室	・ ・ ・ P.25
5-3. 構造計画	・ ・ ・ P.27
5-4. 環境設備計画	・ ・ ・ P.28
5-5. 防犯、安全計画	・ ・ ・ P.30
5-6. 配置、ゾーニング計画	・ ・ ・ P.31
5-7. 建設検討委員会で得ることができた特徴的な意見	・ ・ ・ P.33
6. 各種関係法令及び条例	・ ・ ・ P.34
7. 国庫補助金及び地方債	・ ・ ・ P.37
7-1. 検討する各補助金・地方債の概要	・ ・ ・ P.38
7-2. 採用を想定する補助金利用の組合わせ	・ ・ ・ P.43
8. 事業スケジュール	・ ・ ・ P.45
9. 事業概算工事費	・ ・ ・ P.47
付録 . ワークショップの内容などについて	・ ・ ・ P.49

1. 美里町立小学校統合基本計画策定の要旨

1-1. 背景及び目的

1-2. 美里町立小学校統合基本計画策定のための体制及びプロセス

1. 美里町立小学校統合基本計画策定の要旨

1-1. 背景及び目的

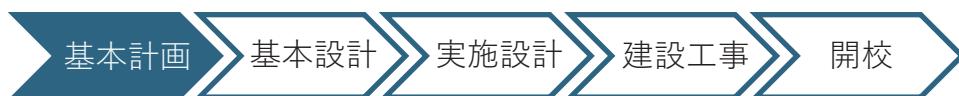
美里町内には松久小学校、東児玉小学校、大沢小学校の3校があり、いずれも築40年以上が経過しています。耐震改修は実施済みですが、長寿命化改修は行われておらず、老朽化が著しい状況です。また、町内唯一の中学校である美里中学校の体育館も同様に老朽化が進み、建て替えの時期を迎えています。

一方で、美里町では少子高齢化が進行しており、児童数は年々減少しています。今後も町全体で人口減少と少子高齢化が続くと予測される中、子どもたちがより良い環境で学び、成長できる学びの場の確保が求められています。

以上の背景を踏まえ、既存の3小学校を統合し、新たな小学校を開校するため「美里町らしい教育」や「これから時代にふさわしい学習環境」を取り入れた美里町立小学校統合基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画の策定にあたっては、美里町立小学校建設検討委員会（以下「建設検討委員会」という。）を設置し、5回の建設検討委員会及び先進地視察を実施し、協議・検討を行いました。さらに、広く地域住民の意見を収集するためにワークショップを5回実施し、得られた意見を反映し本計画をまとめています。

本計画は、「小学校適正規模等検討資料作成業務説明資料」や「美里町立小学校統合準備委員会報告書」などを参考し、施設の規模や配置、備えるべき機能、位置、整備スケジュール等の基本的な考え方を示すものであり、今後の基本設計および実施設計を行う際の指針となります。



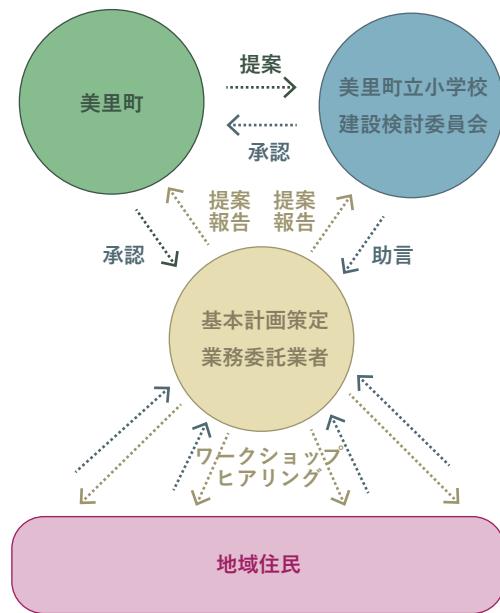
■開校までフェーズと基本計画の位置づけ

1-2. 美里町立小学校統合基本計画策定のための体制及びプロセス

(1) 計画策定に向けた体制

基本計画の策定にあたっては、美里町議会議員、教育委員会委員、行政区長、PTA、既存小中学校の校長から構成される建設検討委員会及び基本計画策定業務受託業者と連携をとりながら検討を進めました。

さらには、地域住民を対象としたワークショップを開催し、新統合小学校における学びのあり方や、地域と学校の関係、中学生と小学生の関わり方など、参加者のみなさんと広く深く話し合いながら意見やアイデアを収集しました。



■本計画策定に向けた体制

(2) 建設検討委員会とワークショップ

建設検討委員会とワークショップを交互に行い、それぞれに対しフィードバックを行いながら、本計画がより多くの方々の意見が反映された計画となるようなプロセスを踏みました。以下に建設検討委員会、ワークショップにて協議、議論された内容の概要を示します。ワークショップに関しては、「4章. 地域住民や子どもたちが求める新統合小学校のイメージ」や「付録. ワークショップの内容などについて」にて詳細に掲載します。

建設検討委員会	第1回 建設検討委員会 5/16(金)13:30～ <これまでの経緯と今後の計画> ・美里町立小学校統合基本計画 ・ワークショップについて説明 ・現状の懸念事項について共有
ワークショップ	第1回 ワークショップ 5/24(土)13:30～ 参加者：37名 「未来の美里町について語ろう」 ・プロポーザル案の説明 ・ゲストレクチャー「新留小学校の事例について」 古川 理沙(株式会社そらのまち / 株式会社 無垢 代表取締役 / NPO法人薩摩リーダーシップフォームSELF共同代表) ・ワークショップ ・発表
建設検討委員会	第2回 建設検討委員会 6/20(金)13:30～ <学校に関する大きな形式や与条件の整理> ・第1回ワークショップの報告 ・敷地の拡張 ・体育館の形式・棟数 ・各棟の構造 ・設計、施工関係の発注方法 ・先進地視察について
ワークショップ	第2回 ワークショップ 6/29(日)13:30～ 参加者：47名 「学校のこと、町のことを考えよう」 ・第1回ワークショップの振り返り ・ゲストレクチャー「学校と地域の関係について」 丑田 俊輔(ハバタク株式会社 代表取締役 / シェアビレッジ株式会社 代表取締役 / プラットフォームサービス株式会社 代表取締役 / 合同会社ゆあみ 代表社員) ・ワークショップ ・発表
先進地視察	「大熊町立 学び舎 ゆめの森」7/4(金)
建設検討委員会	第3回 建設検討委員会 7/23 (水)10:00～ <敷地内のゾーニングと必要な教室数> ・第2回ワークショップの報告 ・先進地視察の振り返り ・必要な教室数の整理 ・配置計画
ワークショップ	第3回 ワークショップ 8/2(土)13:30～ 参加者：35名 「中学校と小学校の多様な学び環境を考えよう」 ・第2回ワークショップの振り返り ・ゲストレクチャー「町民と共に育ちあう学校建築のこれから」 佐藤 将之(早稲田大学 人間科学学術院 教授) ・ワークショップ ・発表

■建設検討委員会とワークショップの概要

建設検討 委員会	第4回 建設検討委員会 8/19(火)13:30～ <建物の配置とゾーニング> ・第3回ワークショップの報告 ・地域開放(セキュリティ) ・配置計画
ワーク ショップ	第4回 ワークショップ 8/24(日)13:00～ 参加者：26名 「学校のビジョンとコンセプトをビジュアル化しよう」 ・第3回ワークショップの振り返り ・ゲストレクチャー 「ビジョンとコンセプトのビジュアル化について」 石川 龍太(株式会社フレーム代表 / アートディレクター / デザイナー) ・ワークショップ ・発表
建設検討 委員会	第5回 建設検討委員会 9/17(水)13:30～ <基本計画のまとめ> ・第4回ワークショップの報告 ・基本計画書の説明
ワーク ショップ	第5回 ワークショップ 9/20(土)13:00～ 参加者：30名 「まとめ 発表 みんなで感想」 ・全4回ワークショップを取りまとめて発表 ・基本計画書の説明

■建設検討委員会とワークショップの概要

2. 上位計画の考え方

2. 上位計画の考え方

美里町が掲げる(1)第5次美里町総合振興計画、(2)美里町都市計画マスタープラン、(3)美里町教育振興基本計画に示された方向性と整合を図るとともに、そこで抽出された町の課題や目指すべき指針を参照しながら本計画を策定します。本計画における特に参考すべき箇所をアンダーラインにて示します。

美里町総合振興計画策定の意義

昭和51年に第1次、第2次を昭和55年に、第3次を平成3年、第4次を平成18年と、4次にわたり策定してきました。

平成19年10月施行の美里町まちづくり基本条例において、「町は、総合的で計画的な町政運営を進めるため総合振興計画を定め、計画的かつ町民本位の町政運営を行わなければならない。」と定めており、この計画に基づき町政運営を行うことを規定しています。

また、美里町行政評価実施要綱において「効果的かつ効率的な町政運営を推進するための行政評価を行う」上で、評価の対象として位置づけられているものが、美里町総合振興計画に掲げられた施策等となっています。

新たに策定する第5次総合振興計画では、今まで進めてきた施策の成果を踏まえ、地域資源を最大限に活用し、行政だけでなく、住民や民間の事業者にもまちづくりの担い手として、主体的に取り組んでいくことが重要で、居住人口だけでなく、交流人口、活動人口を増やしていくことが、移住・定住につながり、持続可能なまちづくりの実現へつながります。

これらのまちづくりの基本姿勢と具体的な行動を示すものとして本計画を策定します。

美里町総合振興計画の期間と構成

第5次総合振興計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画であり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成されています。

基本構想	総合的かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの将来像と基本的な方向性を示し、これを実現するための施策の方針を定めます。令和7年度を目標年度とします。	期間（年度）									
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
10年											
基本計画	基本構想において定められた将来像等を実現するため、分野別に基本方針や施策を整理し、計画的な推進を図ります。また、中期的な視点に立つため計画期間を5ヶ年とし、前期計画と後期計画に分けて策定します。	期間（年度）									
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
5年											
実施計画	基本計画に示した施策を具体化する主要事業について財政状況を踏まえ事業の内容や事業費を提示するものです。計画期間は、3ヶ年とし、毎年度見直します。	期間（年度）									
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
3年											

■美里町総合振興計画の概要

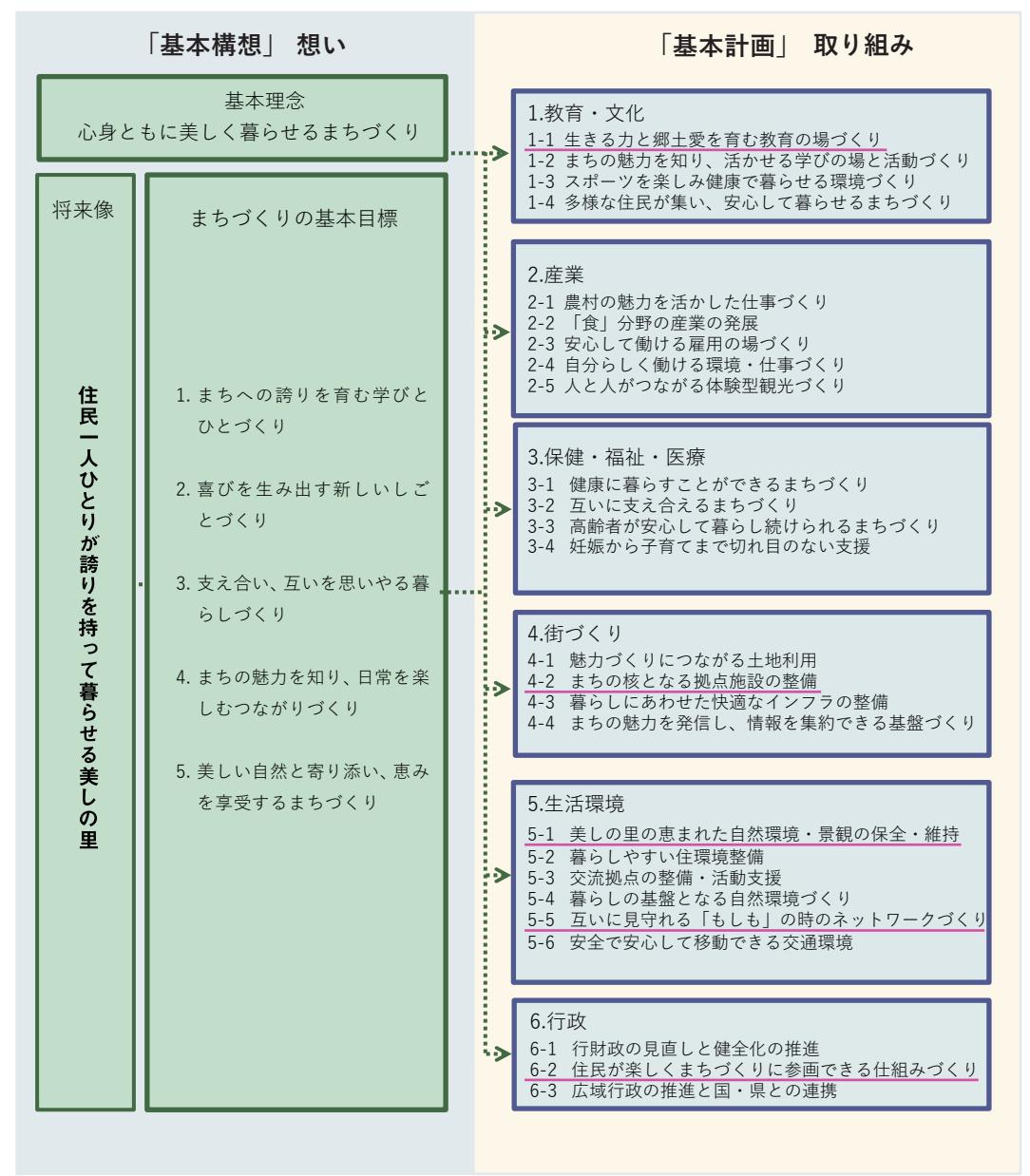
「基本構想」と「基本計画」

「想い」から「取り組み」へ

「(美里町総合振興計画)基本構想」を形作る「基本理念」と、5つの「基本目標」は、アンケートやワークショップなどで出された意見を整理し生まれたものであり、今後10年間の分野別の方針性や、どのようなまちを目指すかの「想い」を記したものです。

この「想い」を実現するために実施される「取り組み」をまとめたものが、「基本計画」です。

「基本計画」では、6つの分野に分けて施策を整理することで、どの「取り組み」が、どの行政分野で取り組まれるのか、体系化を図り効果的に事業を推進します。



■美里町総合振興計画の概要

(2) 美里町都市計画マスター プラン (2023 年 3 月)

都市計画マスター プランとは

(1) 都市計画マスター プランの役割

都市計画マスター プランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき策定する「市町村が定める都市計画に関する基本的な方針」です。住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に、住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、都市づくりの基本的な考え方、土地利用の方針、都市施設の整備方針等を明らかにし、新しい拠点の創出やネットワークの構築といった具体的な都市計画を定める際の総合的な指針となります。

(2) 都市計画マスター プランの位置づけ

本都市計画は、「第 5 次美里町総合振興計画基本構想・後期基本計画」や県が定める「児玉都市計画（美里町、本庄市、神川町、上里町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、都市の将来像や土地利用等の方針を明らかにし、町の都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、用途地域の指定や都市施設の整備等、町が定める個別の都市計画の決定などの根拠となるものです。

(3) 対象地域

対象地域は、都市計画区域内とします。本町は、町域全域が都市計画区域のため、町域全域が対象となります。

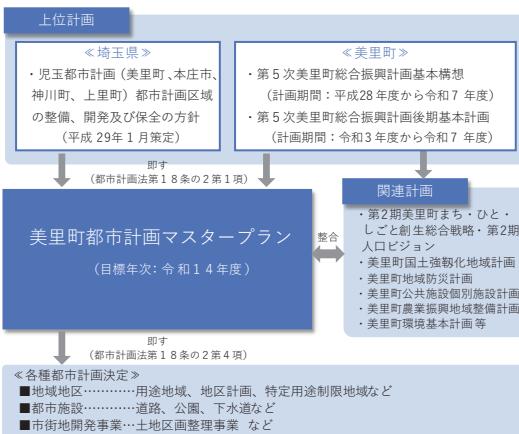
計画期間

本都市計画は、概ね 20 年先の目指すべき都市の姿を見据え、計画期間を 10 年間とします。

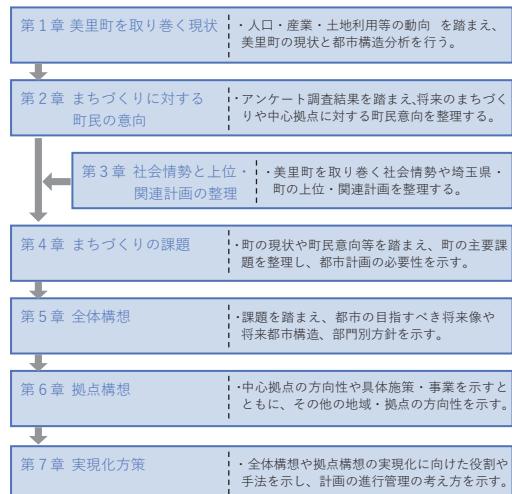
計画の構成

本都市計画の内容は、本町の変遷や現状分析から町の特性・課題を整理し、全体構想で町の目指すべき将来像や部門別方針を示し、拠点構想で具体的な手法を示します。
さらに全体構想、拠点構想を掲げた取組みを進捗管理し、実現化するための方策を示します。

■ 法体系における都市計画マスター プランの位置づけ



■ 都市計画マスター プランの構成



■ 美里町都市計画マスター プランの概要

(3) 美里町教育振興基本計画

美里町教育振興基本計画

【令和3年度～令和7年度】

- 教育基本法に基づく本町の教育振興基本計画です。
- 町政全般の総合的な計画である「第5次美里町総合振興計画」を踏まえた教育分野の計画です。

基本理念

「信頼と感謝」



基本方針

- ★ 生きる力と郷土愛を育む教育の場づくり
- ★ まちの魅力を知り、活かせる学びの場と活動づくり
- ★ スポーツを楽しみ健康で暮らせる環境づくり

基本目標

- I 確かな学力と生きる力の充実
- II 豊かな心と健やかな体の育成
- III 質の高い学校教育の推進
- IV 家庭・地域の教育力の向上
- V いきいきとした生涯学習活動の推進

基本目標Ⅰ 確かな学力と生きる力の充実

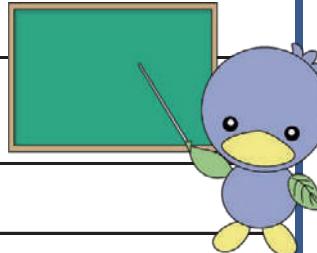
施策	主な取組
① 確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none">▶ 学力向上研究事業の実施▶ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進
② 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備の推進	<ul style="list-style-type: none">▶ I C Tを活用した授業の充実▶ 英検チャレンジの実施
③ 社会的自立に向けた進路・キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none">▶ 中学生社会体験チャレンジ事業の実施▶ 小・中学校9年間のキャリアパスポートを活用したキャリア教育の実施
④ 多様なニーズに対応した教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none">▶ 小・中学校における特別支援教育の体制整備▶ 巡回相談を活用した教育支援体制の充実
⑤ 地域を愛する心を育む教育の充実	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域の人材や資源を活用した体験活動の充実

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策	主な取組
① 豊かな心を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none">▶ 小学生を対象にした芸術鑑賞会の実施▶ 6年生スポーツ交流会の実施
② いじめ・不登校児童生徒の解消	<ul style="list-style-type: none">▶ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談事業の拡充▶ いじめ問題対策連絡協議会の実施
③ 一人ひとりに寄り添う生徒指導・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">▶ 公認心理師による「子どもの教育相談」の実施▶ さわやか相談員による相談事業の実施▶ 学校・保護者・地域及び関係機関が連携した生徒指導の推進
④ 人権を尊重した教育の推進	<ul style="list-style-type: none">▶ 人権感覚育成プログラムを取り入れた人権教育の推進▶ 人権意識を培うための指導方法の研究の推進
⑤ 体力の向上と学校体育活動の推進	<ul style="list-style-type: none">▶ 美里町健康・体力づくり連絡会議の実施▶ 外部指導者の活用による運動等活動の充実
⑥ 食育の推進	<ul style="list-style-type: none">▶ 学校栄養教諭や外部人材による授業の実施▶ 美里産の食材を使った地消地産の学校給食の提供

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策	主な取組
① 教職員の資質・能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指導力向上に向けた各種研究授業の実施 ▶ 相互授業参観、校内授業研究会の積極的な推進
② 学校の組織運営の改善	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各種支援員の充実（外国语指導助手、スクール・サポート・スタッフ、ＩＣＴ支援員等） ▶ ノー残業デー・ふれあいデーの確実な実施 ▶ 校務支援システムの導入
③ 安全・安心な 学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 通学路の安全確保の推進 ▶ 見守りボランティアの充実 ▶ 交通指導員の立哨活動の推進 ▶ 学校規模適正化（統廃合）の検討
④ 学習環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校における教材等の教育環境の充実 ▶ 情報機器や情報通信ネットワークの効果的な活用 ▶ 小学校の統廃合の検討
⑤ 特色ある学校教育の情報発信	▶ 各小・中学校のホームページの積極的な活用



基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策	主な取組
① 家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 家庭教育に関する情報提供の充実 ▶ 保護者を対象とした学習事業の実施
② 学校・家庭・地域が連携した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校応援団の活動の充実 ▶ 学校評議員等による学校支援体制を踏まえた「社会に開かれた学校」づくりの推進 ▶ 「彩の国教育週間」における学校公開の実施 ▶ コミュニティスクールの推進 ▶ スポーツ少年団・子ども会育成会の育成



基本目標Ⅴ いきいきとした生涯学習活動の推進

施策	主な取組
① 多様な学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な講座の提供 ▶ 近隣大学や民間事業者と連携した事業の提供 ▶ いきがい大学の開催
② 文化・芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化・芸術団体への支援 ▶ 発表の機会の場の提供（文化展、芸能まつり等） ▶ 町民主体の自主講座の開催支援
③ 生涯学習・文化施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 遺跡の森総合公園内の生涯学習施設と地区公民館の適正な維持管理の実施
④ 図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 図書館資料の整備・充実 ▶ 子ども読書活動の推進
⑤ 民俗文化財の保護と継承	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化財保存団体への支援 ▶ 文化財保存団体の後継者育成支援
⑥ 埋蔵文化財の保護と活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 埋蔵文化財の保護活動の推進 ▶ 出土品の活用
⑦ 「万葉の里づくり」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化財の保全、活用 ▶ 遺跡の森館常設展示室・特別展示室の活用 ▶ 文化財の普及啓発活動の推進
⑧ スポーツを通じた元気で健幸なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各種スポーツの振興 ▶ ミムリン健幸ポイント事業の推進 ▶ T-Well 運動プログラムを活用した運動教室の推進 ▶ 自主事業の開催（ウォーカリー大会等）
⑨ スポーツ・レクリエーション活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ スポーツ団体・指導者の育成 ▶ スポーツ推進委員と連携したスポーツ活動の充実 ▶ スポーツ少年団の活動支援
⑩ スポーツ施設の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 体育施設の適切な維持管理、バリアフリー化の推進 ▶ 指定管理者制度の導入 ▶ 学校体育施設の開放の推進



3. 美里町立小学校統合基本計画の前提条件と美里町の現状

- 3-1. 美里町立小学校統合基本計画の前提条件
- 3-2. 美里町及び既存小学校の現状
- 3-3. 対象敷地及び周辺の状況

3. 美里町立小学校統合基本計画の前提条件と美里町の現状

3-1. 美里町立小学校統合基本計画の前提条件

(1) 敷地概要

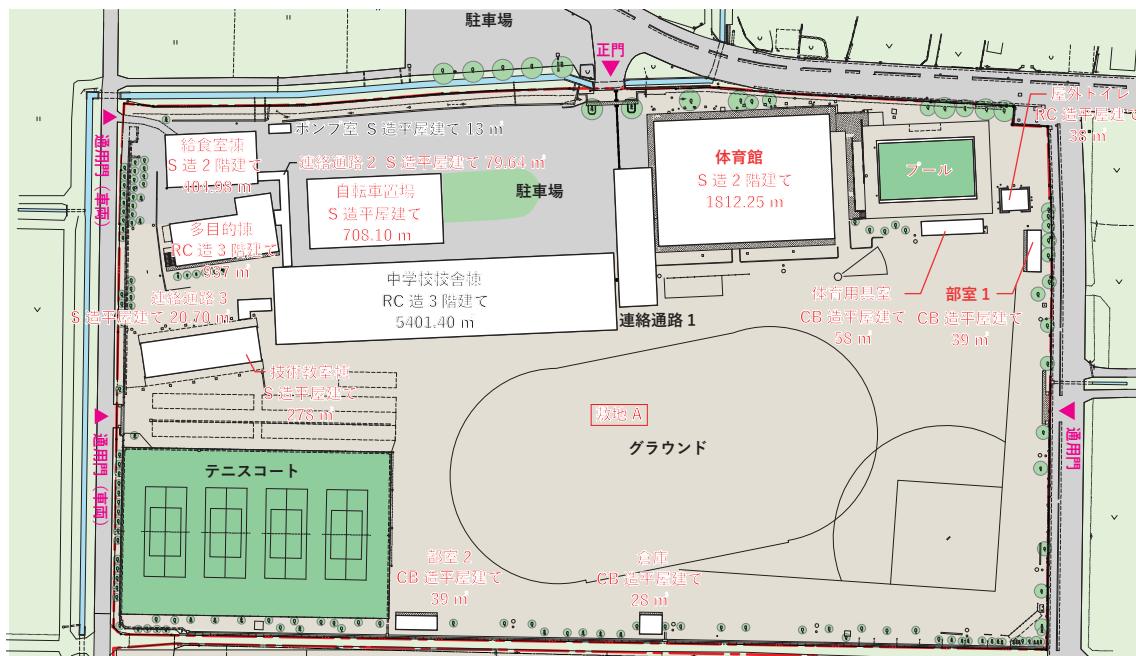
- ・敷地位置：埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字南和田 1115 番地 1 外
美里中学校敷地内
 - ・敷地面積：敷地 A→35,253.93 m²、敷地 B→12,276 m²、敷地 C→20,253 m² (R7.9 現在)
 - ・都市計画区域：都市計画区域内（区域区分非設定）
 - ・防火地域：指定なし
 - ・建ぺい率、容積率：60%、200%
- ※既美里中学校内の既存建物の床面積などは「6章.各種関係法令及び条例」を参照

(2) 本計画で新築を検討する建物

- ・既存美里中学校の敷地内に新統合小学校を整備します。
- ・小学校校舎、小学校体育館、中学校体育館を新築します。
- ・必要に応じて付帯施設を新築します。

(3) 本計画で解体する建物

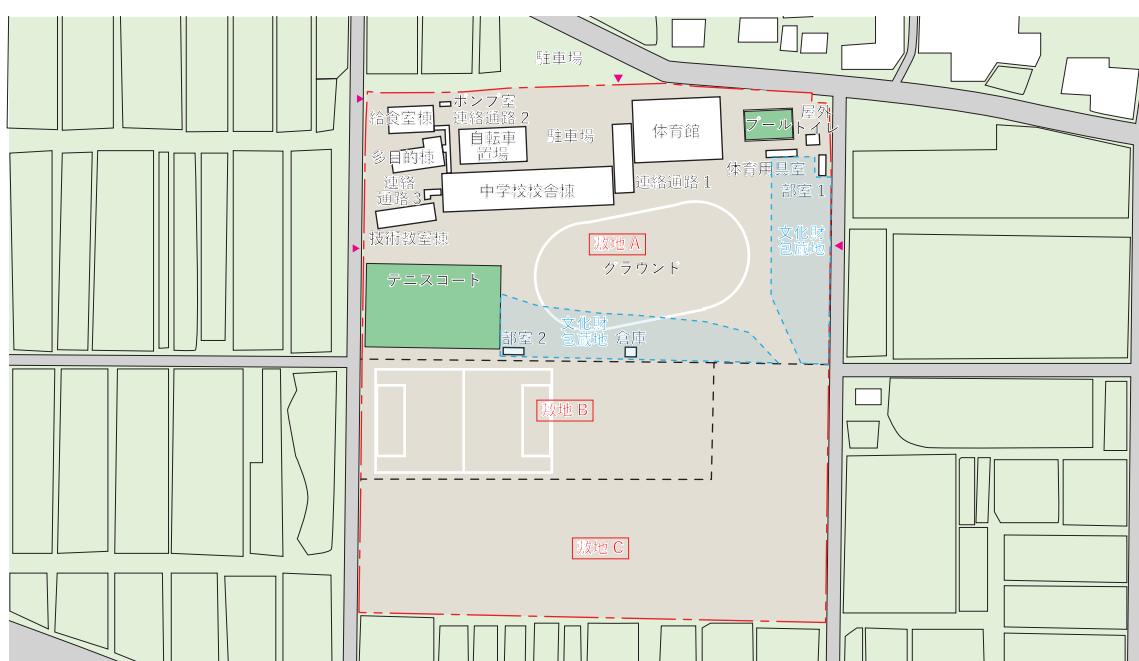
- ・既存美里中学校の多目的棟、技術教室棟、給食室棟、中学校体育館、プール及び自転車置場を解体します。
- ・必要に応じて、付帯施設（部室、屋外トイレ、倉庫等）を解体します。



■敷地 A 現況図（赤字は解体撤去予定物を示す）

(4) その他特記事項

- ・児童生徒が安心して学ぶことができる環境を確保するため、既存美里中学校南側の敷地を拡張することが望ましく、本計画では拡張がなされることを前提として計画を行います。拡張の範囲は以下に示し、建物を新築することはできないものとして計画します。
- ・敷地には文化財包蔵地があり、該当範囲は建物を新築することができないものとして計画します。



3-2. 美里町及び既存小学校の現状

(1) 立地の特徴

美里町は埼玉県北部地域に位置し、埼玉県児玉郡に属しています。南側には陣見山、北側には赤城高原が位置し、町全体に河川や田畠が広がるなど、自然が豊かな町です。

(2) 交通の特徴

道路は国道 254 号や県道 31 号を中心に、本庄市、寄居町を中心とした近隣の他市町へ容易に移動することが可能です。さらに、寄居スマート IC を利用し東京方面あるいは高崎方面へも容易に移動することが可能です。

JR 八高線は八王子市と高崎市を繋いでおり、高校や大学等に通う学生が利用する電車となっています。

(3) 既存の 3 校の小学校の特徴について

美里町には松久小学校、東児玉小学校、大沢小学校の 3 つの小学校があります。松久小学校は町の中心部に、東児玉小学校は町北側の田園の中に、大沢小学校は町南側の山の麓に位置しており、それぞれ異なる環境下で学びが展開されています。



■松久小学校外観



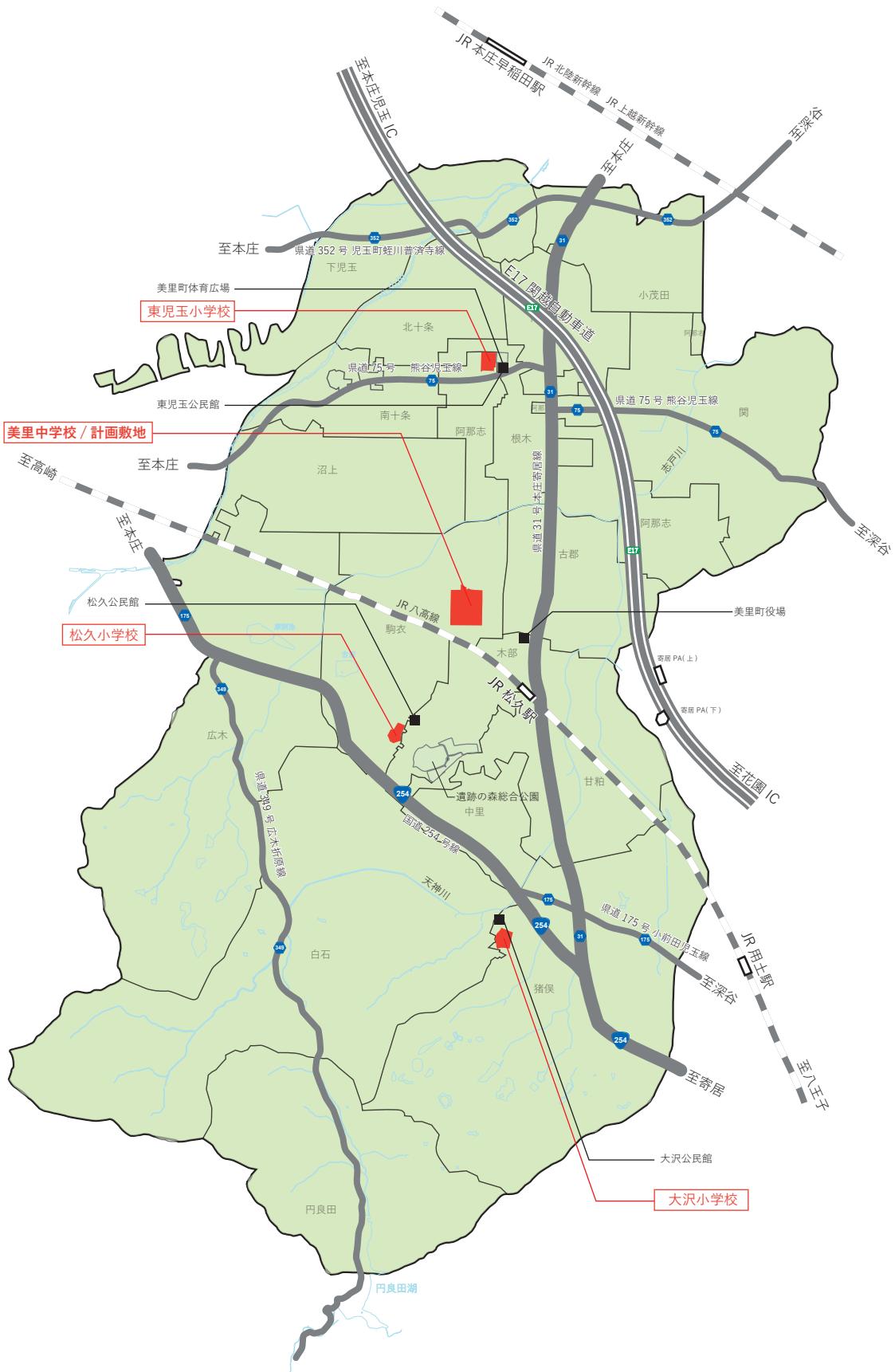
■東児玉小学校外観



■大沢小学校外観

学校名	建物名	竣工年度	構造	延床面積 (m ²)		敷地面積 (m ²)
松久小学校	教室	1972	RC	2,430	3,343	11,147
	体育館	1976	RC	803		
	給食室	1981	RC	110		
東児玉小学校	教室 1	1977	RC	1,632	4,141	13,547
	教室 2	1979	RC	1,457		
	体育館	1977	RC	912		
	給食室	1979	RC	140		
大沢小学校	教室	1982	RC	2,459	3,176	16,138
	体育館	1972	RC	608		
	給食室	1982	RC	109		

■既存小学校の面積一覧表

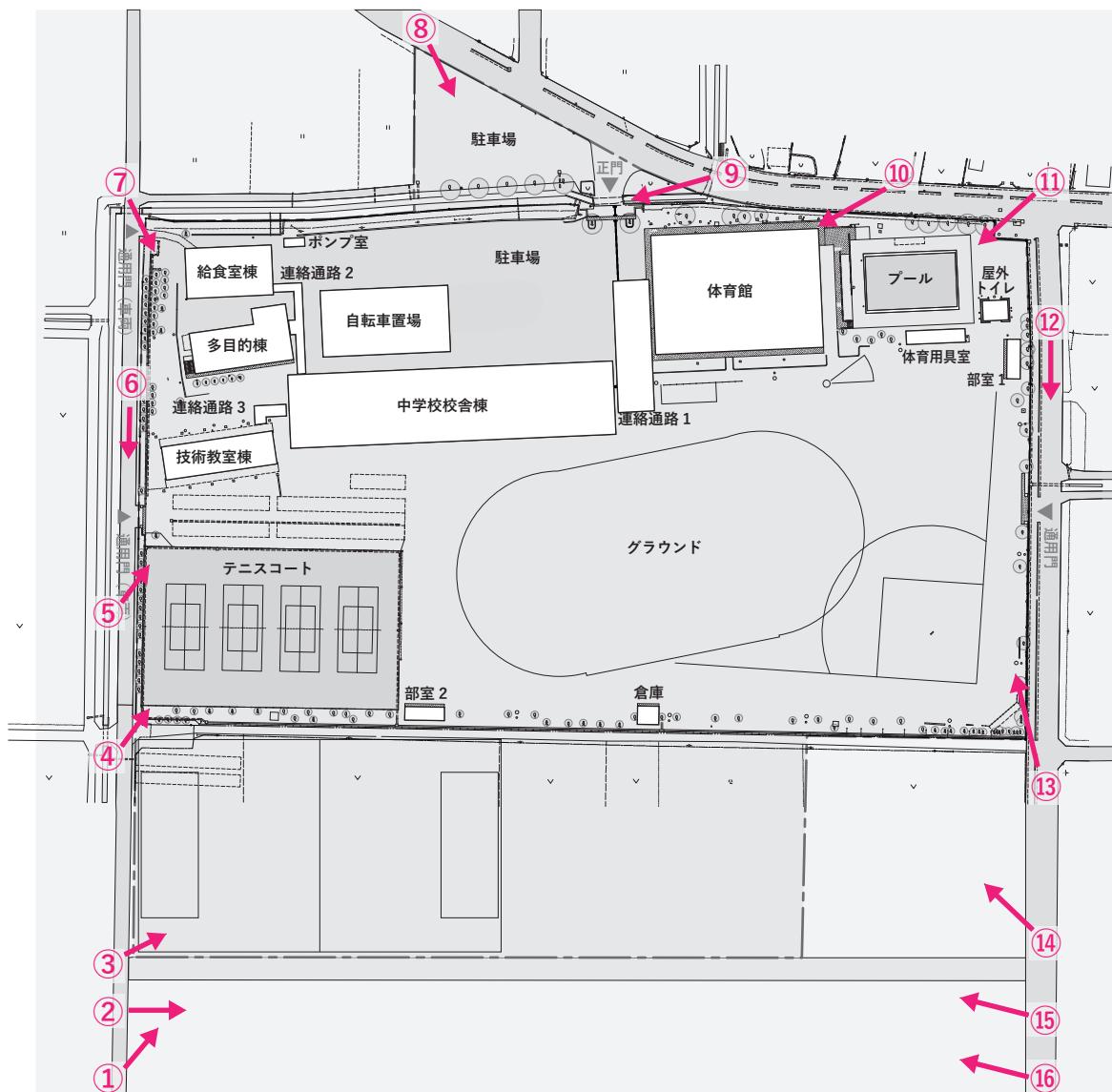


■土地利用計画図

3-3. 対象敷地及び周辺の状況

本計画の対象敷地である美里中学校は美里町の中心部の駒衣エリアに位置しています。周辺は田園に囲まれており、敷地は概ね整形で、平坦な土地です。

北側接道は幅員 11.7m で正門はその北側に位置します。北側正門は徒歩通学生徒、自転車通学生徒（正門前で降車）が登下校で利用しています。その他学校行事時には大型バスが進入し、連絡通路 1 に停車可能です。東側は幅員 9m の道路、西側は幅員 4.5m の道路で、それぞれ通用門を設けています。



■撮影位置図



■前ページに示した位置から撮影した写真



■17ページに示した位置から撮影した写真

4. 地域住民や子どもたちが求める新統合小学校のイメージ

- 4-1. ワークショップやアンケートから得ることができた特徴的な意見
- 4-2. ワークショップやアンケートで見えた新統合小学校の全体像

4. 地域住民や子ども達が求める新統合小学校のイメージ

4-1. ワークショップやアンケートから得ることができた特徴的な意見

本計画策定にあたり、地域住民を対象としたワークショップを開催し、新統合小学校における学びのあり方や、地域と学校の関係、中学生と小学生の関わり方など、参加者のみなさんと広く深く話し合いながら意見やアイデアを収集しました。その内容について、特徴的な意見を以下に整理しました。

※具体的な内容については、「付録. ワークショップの内容などについて」を参照

- ・子どもと大人が触れ合うことができる学校にしたい
- ・地域住民も使うことができる学校にしたい
- ・災害時でも安心して使うことができる学校、体育館がよい
- ・アートを感じることができるカフェのような図書室が欲しい
- ・児童生徒の逃げ場にもなる居場所が欲しい
- ・美里町の歴史を知ることができる場所が欲しい
- ・大きなホール空間が欲しい
- ・校庭には木陰があって休める場所が欲しい
- ・開閉式の壁などで臨機応変に場を変えることができる教室が欲しい
- ・音楽室の音楽を聞きながらごはんを食べることができるランチルームが欲しい
- ・校舎に囲まれた中庭や畠が欲しい
- ・図書館は本を読むだけでなく、学習スペースや交流スペースとしても利用できる場にしたい
- ・厨房での給食調理の様子を見る能够るようにしたい
- ・地元の食材を生かした地産地消の給食にしたい

さらにワークショップだけでなく、広く意見を集めるため、美里中学校の生徒に對し、アンケートを実施しました。その内容について、特徴的な意見を以下に整理しました。

※具体的な内容については、「付録. ワークショップなどの内容について」を参照

- ・リラックスや休憩できる場所が欲しい
- ・悩みなどをケアできる場所が欲しい
- ・交流できる場所が欲しい
- ・自然と触れ合うことができる場所が欲しい

4-2. ワークショップやアンケートで見えた新統合小学校の全体像

「付録. ワークショップなどの内容について」や前ページの内容から、地域住民が求める新統合小学校のイメージを以下に整理しました。

■地域に開かれ、地域・中学生・小学生が混ざり合う場や仕組みが求められている

■学校全体を学び・遊びの場として捉え、教室や体育館などで多様な使い方ができることが求められている

■学校としてだけではなく、美里町の活性化やまちづくりに寄与することが求められている

■子ども達がゆっくり過ごしたり、落ち着いたり、その時々の心の状態に応じて居場所にできる空間（場所）が求められている

■地域とのつながりや心を育てる学校が求められている

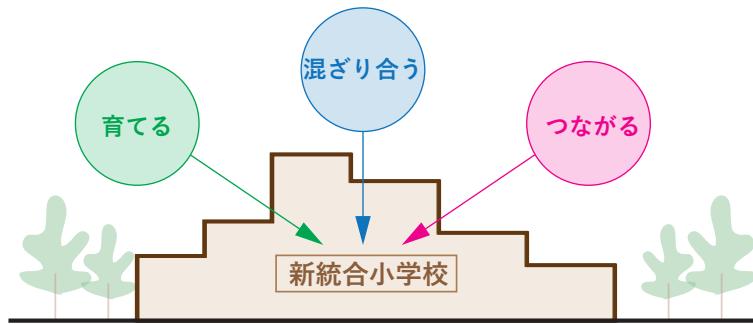
5. 新統合小学校の整備計画

- 5-1. 小学校整備の方針
- 5-2. 計画規模と必要諸室
- 5-3. 構造計画
- 5-4. 環境設備計画
- 5-5. 防犯、安全計画
- 5-6. 配置、ゾーニング計画
- 5-7. 建設検討委員会で得ることができた特徴的な意見

5. 新統合小学校の整備計画

5-1. 小学校整備の方針

建設検討委員会との協議や地域住民とのワークショップなどでの意見から見えてきた統合小学校づくりのキーコンセプト



新統合小学校は、美里町の教育の拠点であると同時に町の拠点でもあります。まちづくり、少子高齢化、農業、防犯など、町の取り組みや課題を学校の視点で捉え、学校で行うことを町全体の活動へと繋げます。町で起こることを学校のこととして、学校で起こることを町のこととして捉えることで、地域全体が豊かになる仕掛けをつくります。

上記を踏まえた施設整備の方針は次のとおりです。

- ①新統合小学校は、地域に開かれた地域と共に育つ学校とします。学校敷地内及び建物内には地域開放が可能なスペースを設け、児童生徒の日常の学びの中に地域の人々が参加、協働できる仕掛けを整備します。
- ②新統合小学校は、既存美里中学校に隣接することから、児童生徒同士の交流や学び合い、教え合いが生まれる学習環境を整備します。
- ③新統合小学校は、個別最適な学びと協働的な学びを実現する上で、多様な学習活動にフレキシブルに利用可能な学習空間を整備します。
- ④新統合小学校は既存の3つの小学校が統合し、通学路通学時間の変化、学習環境の変化により、開校初期は、児童（及び既存美里中学校の生徒）に多大な影響が及ぶ可能性があります。したがって、児童生徒同士及び地域住民との積極的な交流は、段階的に進められるように配慮し整備します。

5-2. 計画規模と必要諸室

(1) 計画規模について

新統合小学校建設にあたり、本計画で建設するいくつかの建物について計画規模を以下に記載します。

- ①新統合小学校校舎棟 : 木造 2階建て 約 5873 m²
- ②新小学校体育館棟 : 木造 +RC 造 1階建て 約 1000 m²
- ③新中学校体育館棟 : 木造 +RC 造 2階建て 約 1400 m²

(2) 新統合小学校必要諸室について

(1)①新統合小学校校舎における必要諸室を次ページの表に記載します。

なお、校舎には学童を併設し、運用方法やセキュリティなどについては基本設計以降に検討するものとします。

(1)②新小学校体育館棟、(1)③新中学校体育館棟は、一般的な体育の授業や部活動を行うことが可能な諸室構成とします。児童生徒の日常の利便性や災害時の利用を考慮して、それぞれの体育館は独立した別棟の体育館として配置します。また、豪雨等による一時避難の際は、避難物資等は美里町役場の備蓄倉庫から各避難所へ輸送されます。したがって災害用の大きな備蓄倉庫は不要ですが、既存多目的棟に現在保管されている簡易ベッドや災害食を保管可能な倉庫(約 36 m²)を確保することとします。

種別	室名	室数	1室あたりの面積 (m ²)	合計面積 (m ²)
普通教室	普通教室	18	72	1296 ※1
特別教室	理科室	1	108	108
	音楽室	1	108	108
	図工室	1	108	108
	家庭科室	1	108	108
	多目的室	1	108	108
	特別支援教室	3	108	216
準備室	理科室準備室	1	36	36
	音楽室準備室	1	36	36
	図工室準備室	1	36	36
	家庭科室準備室	1	36	36
管理関係室	校長室	1	36	36
	職員室	1	144	144
	保健室	1	36	36
	事務室校務室	1	36	36
	集中管理室	1	36	36
	会議室	2	36	72
	更衣室	2	36	72
その他	放送室	1	36	36
	印刷室	1	36	36
	厨房 ※2	1	440	440
	多目的・交流の場	1	800	800 ※3
	トイレ	4	36	144
	階段	2	36	72
	倉庫	6	36	216
	廊下等	1	1093	1093 ※4
	電気機械室	1	208	208 ※5
	学童	1	200	200
総合計			5873 m²	

※1 1学年3クラスを前提条件とする

※2 地元食材を使用した調理（炊飯を含む）が可能なこと

※3 玄関ホール、ランチルーム、図書館、ものづくり空間（中学校技術室）が一体的に緩やかに繋がり
児童・生徒・地域が出会う場

※4 必要居室の25%を仮定

※5 廊下を含む合計面積の5%と仮定

5-3. 構造計画

(1) 新統合小学校校舎棟について

新統合小学校は、地元産材（可能な限り美里町産材）を利用した木造とします。なお、地元産材の木材利用については、伐採時期や利用樹種、利用総量を考慮し、スケジュールや工法を検討することとします。

(2) 小学校体育館棟、中学校体育館棟について

小学校体育館棟、中学校体育館棟は、地域住民による災害時利用が考えられることから、視覚的にも安心感を与える構造形式とし、床壁はRC造、屋根は地元産材を利用した木造とします。

(3) 上記(1)(2)は下記に記載する構造形式比較により決定しました。

構造形式	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
工期	○	○	△
コスト	○※1	△	×
防音防振	△※2	△※2	○
地域木材利用	○	△※3	△※3
脱炭素（環境配慮）	○	×	×
補助金	○	△	△
耐火性、耐震性	△	○	○

※1 2階建ての場合に限る

※2 下地や防音防振材の利用で対応可能

※3 仕上材の利用としては可能

評価が高いことを示す

5-4. 環境設備計画

新統合小学校校舎、新小学校体育館、新中学校体育館では省エネルギーに配慮しつつ、エコスクール認定を取得すべく、ZEB 化（もしくは ZEBready+ 将来的な ZEB）を目指します。

(1) 電気設備計画

①電灯コンセント設備

- ・各室の用途に適した照度設定で、LED 照明器具を選定します。
- ・屋内、屋外に適宜コンセントを設けます。

②電話・LAN 設備

- ・館内ネットワークを構築し、施設内にアクセスポイントを計画します。
- ・ICT 教育と絡めた多様な学びが展開可能な計画とします。

③誘導支援設備

- ・外部インターホンを設置し、職員室に親機を計画します。

④テレビ共同受信設備

- ・屋上、若しくは外壁にアンテナを設置し、各所の T V 端子までの配管配線を行います。

⑤放送設備

- ・館内放送を目的とした業務放送用アンプを職員室に計画します。

⑥消防設備

- ・消防法に準拠し、自動火災報知設備、屋内消火設備など、各種消防設備を計画します。

⑦防犯カメラ設備

- ・外部からの出入口に防犯カメラを設け、職員室に録画装置、モニターを計画します。

(2) 機械設備計画

①空調設備

- ・省エネルギーに配慮して、高効率機器の設置や個別制御性等に配慮した計画とします。
- ・中学校体育館棟、小学校体育館棟いずれも空調室とします。
- ・小学校校舎棟の廊下等の非居室は、今後基本設計以降で協議することとします。

②換気設備

- ・居室は建築基準法に準拠した計画とし、省エネルギーに配慮した計画とします。

③給水排水給湯設備

- ・各所必要に応じて設置するものとします。
- ・排水は既存浄化槽を調査し、人槽が足りなければ撤去新設します。
- ・冷水器等を設置します。

④衛生器具設備

- ・バリアフリーに配慮した計画とします。
- ・省エネルギーに配慮した節水型の器具や用途に応じた器具を設置します。

⑤消防設備

- ・消防法に準拠し、自動火災報知設備、屋内消火設備など、各種消防設備を計画します。

5-5. 防犯、安全計画

新統合小学校は美里町の教育の拠点であると同時に町の拠点でもあります。

したがって、児童生徒の安全性を担保するのはもちろん、町の安全をつくる拠点として計画します。

将来的に地域開放することが想定される多目的・交流の場では、地域住民と児童生徒が顔見知りになったり、共に活動することで、防犯意識や互助意識の向上に繋がる仕掛けを検討することとします。また外構計画としても外部へ閉じた学校ではなく、植栽帯等によって緩やかに外部と繋がることも可能な計画とします。一方で、低学年や特別支援学級の児童にもわかりやすく、視覚的に認識できるセキュリティや境界を計画します。

地域開放にあたり、校舎への出入り動線は基本的には玄関ホールのみに絞り、必ず職員室から見える動線計画とします。

さらに車両動線計画は、歩車分離を徹底しながら、通学バスや保護者の送迎車両、厨房への搬出入動線などを考慮します。

また、緊急時にはグラウンドに直接救急車両や消防車両が進入できる計画とします。

5-6. 配置、ゾーニング計画

建設検討委員会との協議や地域住民とのワークショップでの意見をふまえ方針を策定しました。

また、ゾーニング図を次頁に記載し、主な考え方を下記にて整理しました。

■全体配置計画

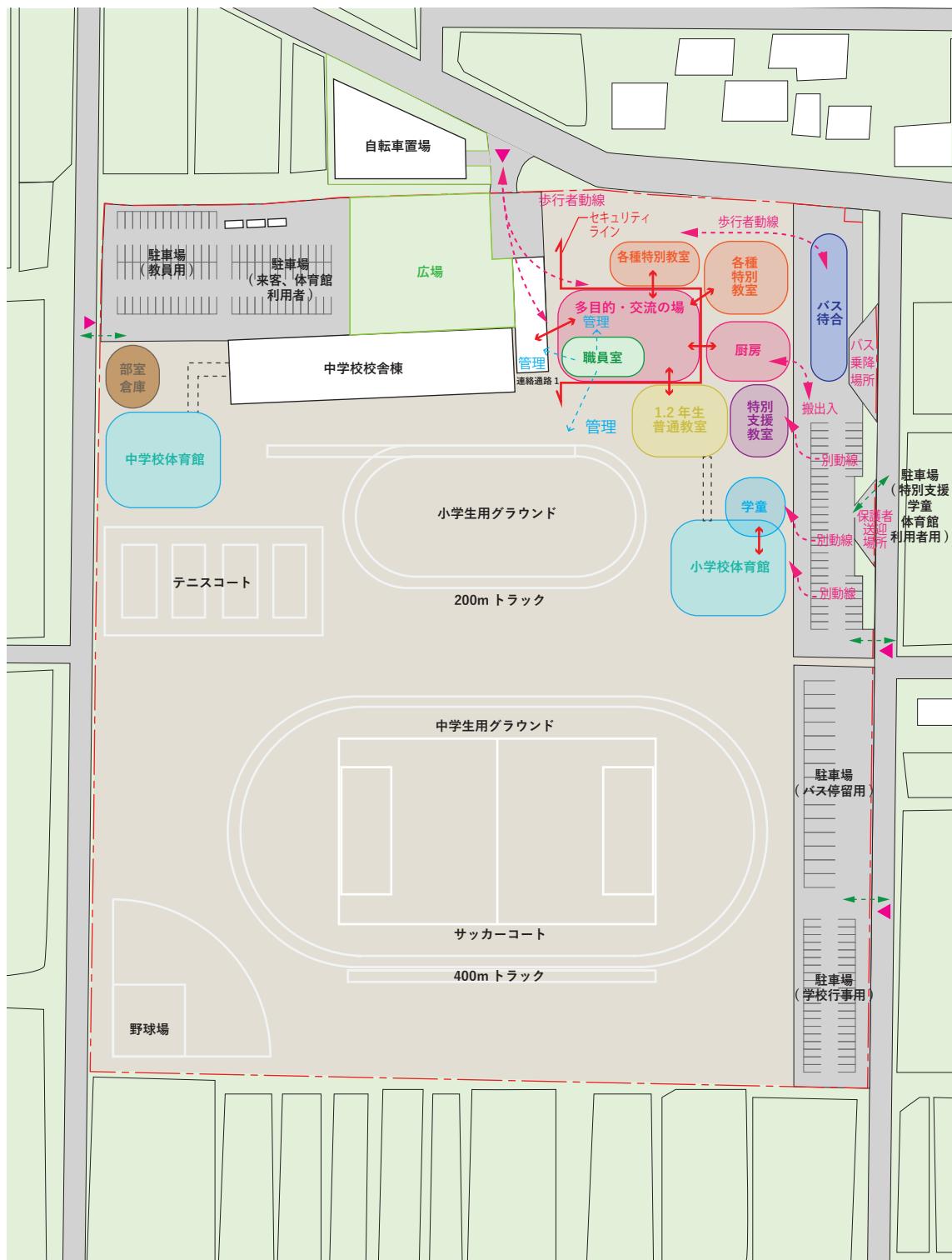
- ・新統合小学校校舎は既存美里中学校の東側に隣り合うように配置し、西側を中学校エリア、東側を小学校エリアとする、わかりやすい配置計画とします。
- ・新中学校体育館は西側に配置し、中学校校舎から近い位置に配置します。
- ・既存美里中学校校舎、新統合小学校校舎の南側には小学生用グラウンドを配置し、200m トラックを確保します。

■車両動線計画

- ・敷地内及び周辺は歩車分離を徹底することとします。
- ・東側に、特別支援学級用駐車場、学童用駐車場、小学校体育館（地域開放用）駐車場、バス停留用駐車場、学校行事用駐車場を配置します。
- ・西側に、教員来客用駐車場、中学校体育館（地域開放用）駐車場を配置します。
- ・北東側には通学バスによる送迎用の待合所を配置します。
- ・バス停留用駐車場は中型バスが最大 15 台停留可能な計画とします。
- ・厨房、特別支援教室、学童、小学校体育館、中学校体育館にはそれぞれ駐車場及び別玄関口を設け、それぞれは個別に区画できる計画とします。

■各室のゾーニング計画

- ・玄関ホール、ランチルーム、図書室、ものづくり空間を内包した「多目的、交流の場」は、既存美里中学校校舎と新統合小学校校舎を繋ぐ場として機能するような配置とします。
- ・「多目的、交流の場」は特別教室、職員室、1,2 年生普通教室とつながる計画とします。
- ・別動線を確保する必要のある特別支援教室、学童、小学校体育館は東側の駐車場側に配置します。
- ・3 ~ 6 年生の普通教室は 2 階に配置します。



■ゾーニング図

5-7. 建設検討委員会で得ることができた特徴的な意見

建設検討委員会ではこれまで記載した内容以外にも、多くのご意見を頂きました。その中でも特徴的な意見について以下に整理しました。

- ・児童にとっての空間であることはもちろん、新統合小学校で働く教職員にとっても働きたいと思わせる学校になれば、教育もさらに伸びていくと思う。
- ・フレキシブルな空間がこれからの教育には必要になってくる。児童生徒がこれから減っていくことが予想されるため、将来的に新陳代謝を図ることができる校舎をつくっていくべきだと思う。
- ・図書室が中心にあり、小学生児童と中学生生徒が交流できるのは互いにメリットがあると思う。
- ・将来的には5~6年生は中学校の空き教室を利用することも考えられる。結果的に新統合小学校内に空き教室が生まれるが、そこを地域開放できるような仕組みが欲しい。
- ・多目的・交流の場は、各教室を繋ぐハブとして機能するような動線計画としてはほしい。
- ・新統合小学校開校時に、既存の中学校の図書室は廃止し、新統合小学校内の図書館で一元化した方がよいと思う。
- ・木の温もりを感じることができるような校舎がよい。
- ・敷地内外の境界は植栽や地面の仕上などで明確に分けながらも、外から教育活動が見えるとよいと思う。
- ・人工芝のグラウンドが整備できるとよい。
- ・現在中学校的保護者の送迎は、北側駐車場を利用しているが、歩行者、自転車、自動車をそれぞれ分離した配置がよい。
- ・図書室が中心にあると自然に集まりやすいと思う。また、自習スペースのようなものが開放できれば、高校生が帰りに寄って勉強することもできるのではないか。
- ・シンボリックなものを作るのであれば、図書室としてだけでなく、ものづくり、ランチ、地域交流など、固定の用途として使うのではなく、様々な用途で使えるような空間設計を考える必要がある。
- ・ピアノをランチルームと同じ空間に置くのも良いと思う。視察先では音楽室とランチルームが一緒になっていて素敵だと思った。
- ・バスの乗降場所、停留所、保護者の送迎、小中学校の資源回収なども考慮し、広い駐車場があった方がよい。

6. 各種関係法令及び条例

6. 各種関係法令及び条例

建築物概要	用途 学校 階数(地上 2 階 地下 階) 延面積 約16,835 m ² (既存建物面積から解体建物面積を減し、増築建物面積を加えたもの)	
建築場所	埼玉県 児玉(郡)・市・郡美里町 大字駒衣字南和田1115番地1外	
項目	調査欄	調査先担当課
都市計画区域	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 (<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input checked="" type="checkbox"/> 区域区分非設定) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外	都市計画法許可等 確認関係課 担当課 担当者 年月日
用途地域	<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域 <input checked="" type="checkbox"/> 用途地域の指定のない地域	
特別用途地区	<input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無	
地区計画・地区条例の有無	<input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無	
建築基準関係規定等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (別紙参照) <input type="checkbox"/> 無	
容積率・建ぺい率	<input checked="" type="checkbox"/> 指定容積率(200 %) <input checked="" type="checkbox"/> 指定建ぺい率(60 %) <input type="checkbox"/> 2以上にわたる場合(容 % 建 %) (容 % 建 %)	
防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし <input type="checkbox"/> 22条地域	
都市計画法許可の有無 (法29条・43条等)	<input type="checkbox"/> 許可有 法第 条許可(許可NO 号 令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 許可不要 (□都計法許可担当課と協議済)	
建築基準法施行規則第1条の3(都市計画法に適合をしていると証する書面)	<input type="checkbox"/> 適合証明書(都計法省令第60条) 証明済NO 号 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 都市計画法に適合をしていると証する書面()	
都市計画道路、公園、その他都市施設	<input type="checkbox"/> 都市計画道路 () (計画決定・事業決定) <input type="checkbox"/> 都市計画公園 () (計画決定・事業決定) <input type="checkbox"/> 道路公園以外 () (計画決定・事業決定) <input type="checkbox"/> 都市計画法53条許可 <input type="checkbox"/> 許可済(許可番号 号 S/H/R 年 月 日)	
公共下水道	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (<input checked="" type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 排水先 <input type="checkbox"/> 収集)	下水道法確認関係課 担当課 担当者 年月日
道路種別等	<input checked="" type="checkbox"/> 42条第 1項 (1) 号 (幅員 9.5 m) <input checked="" type="checkbox"/> 42条第 1項 (1) 号 (幅員 9.0 m) <input checked="" type="checkbox"/> 42条第 1項 (1) 号 (幅員 4.5 m) <input type="checkbox"/> 42条第 項 () 号 (幅員 m) <input type="checkbox"/> 42条第1項4号(幅員 m 指定番号 号 S/H/R 年 月 日) <input type="checkbox"/> 42条第1項5号(幅員 m 指定番号 号 S/H/R 年 月 日) <input checked="" type="checkbox"/> 42条第2項(幅員 3.0 m※) ※1.8m以上4.0m未満(道) 号 <input type="checkbox"/> 42条第2項(幅員 m※) ※1.8m以上4.0m未満(道) 号 <input type="checkbox"/> その他(河川・水路等) ()	道路法等確認関係課 担当課 担当者 年月日
※全ての道路を記入 (市道、町道名ではありませんので、注意願います。)	<input type="checkbox"/> 建築基準法43条ただし書き許可(許可番号 号 S/H/R 年 月 日)	建築基準法確認関係課 担当課 担当者 年月日

建築基準関係規定等チェックリスト

	関連法規	内容等	適用の有無	備考
1	消防法	(火を使用する設備、器具等に関する規制) 第9条、市町村の条例	有(無)	
		(住宅用防災機器の設置及び維持) 第9条の2、市町村の条例	有(無)	
		(映写室の構造及び設備の基準) 第15条、危険物の規制に関する政令第39条	有(無)	
		(消防用設備等の設置、維持) 第17条、施行令、市町村の条例	有(無)	
2	屋外広告物法	(屋外広告物の表示等の制限) 第3条～第5条、都道府県の条例	有(無)	
3	港湾法	(臨港地区内の分区内における建築物) 第40条第1項、地方公共団体の条例	有(無)	
4	高圧ガス保安法	(圧縮天然ガスの家庭用設備の設置等) 第24条、一般高圧ガス保安規則第52条	有(無)	
5	ガス事業法	(ガス消費機器の設置等の基準適合義務) 第162条	有(無)	
6	駐車場法	(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置) 第20条、地方公共団体の条例	有(無)	
7	水道法	(給水装置の構造及び材質) 第16条、施行令第5条	有(無)	
8	下水道法	(排水設備の設置及び構造) 第10条第1項	有(無)	
		(排水設備の技術上の基準に関する特例) 第25条の2	有(無)	
		(都市下水路に接続する特定排水施設の構造) 第30条第1項	有(無)	
9	宅地造成及び特定盛土等規制法 ※拡張敷地について要協議	(宅地造成等に関する工事の許可) 第12条第1項	有・無	
		(変更の許可等) 第16条第1項	有・無	
		(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可) 第30条第1項	有・無	
		(変更の許可等) 第35条第1項	有・無	
10	流通業務市街地の整備に関する法律	(流通業務地区内の規制) 第5条第1項	有(無)	
11	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	(供給設備又は消費設備の設置等工事の技術基準適合義務) 第38条の2	有(無)	
12	都市計画法 ※拡張敷地について要協議	(開発行為の許可) 第29条第1項、第2項	有・無	
		(開発許可の事項変更の許可) 第35条の2第1項	有・無	
		(開発許可により建築物の建ぺい率等の定められた敷地の制限) 第41条第2項(第35条の2第4項で準用)	有・無	
		(開発許可を受けた土地における建築等の制限) 第42条(第53条第2項、附則第5項で準用)	有・無	
		(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限) 第43条第1項	有・無	
		(都市計画施設の区域内、市街地開発事業施行区域内の建築の許可)	有・無	
13	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	(航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等) 第5条第1項～第3項(同条第5項で準用)	有(無)	
14	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	(自転車等の駐車対策の総合的推進) 第5条第4項、地方公共団体の条例	有(無)	
15	浄化槽法	(浄化槽によるし尿処理等) 第3条の2第1項	有(無)	
16	特定都市河川浸水被害対策法	(排水設備の技術上の基準に関する特例) 第10条	有(無)	
17	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(特別特定建築物の建築等における基準適合義務等) 第14条	有(無)	
18	都市緑地法	(緑化率、一定の複数建築物に対する緑化率規制の特例等) 35条、36条、39条1項	有(無)	
19	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	(特定建築物の建築主の基準適合義務) 第11条第1項	有(無)	
20	土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律	(土砂災害特別警戒区域) 第9条	有(無)	

7. 国庫補助金及び地方債

- 7-1. 検討する各補助金・地方債の概要
- 7-2. 採用を想定する補助金利用の組合せ

7. 国庫補助金及び地方債

7-1. 検討する各補助金・地方債の概要

本計画の実現にあたり、利用可能な計7項目の補助金及び地方債についてリストアップし、下記に概要をまとめました。さらに次ページからは各補助金及び地方債についてより具体的な内容を記載します。

補助事業			
附番	担当省	名称	担当課
1	文部科学省	公立学校施設整備費負担金	埼玉県教育局 財務課施設整備担当
2		エコスクールプラス	文部科学省大臣官房 文教施設企画・防災 部施設助成課技術係
3	環境省	地域脱炭素推進交付金 (脱炭素先行地域づくり事業)	関東地方環境事務所 地域脱炭素創成室
4		二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業)	一般社団法人静岡県 環境資源協会省 CO2促進事業 支援センター
5	農林水産省	林業・木材産業循環成長対策のうち 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策 (うち木造公共建築物等の整備)	埼玉県農林部森づくり課 木材利用推進・林業支援担当
6	国土交通省	優良木造建築物等整備推進事業	一般社団法人木を活かす 建築推進 協議会内優良木造建築物等 整備推進事業評価事務局
地方債			
7	総務省	公共施設等適正管理推進事業債	埼玉県企画財政部 市町村課 財政担当

■検討する補助金及び地方債の概要

1.公立学校施設整備費負担金(文部科学省)

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部における校舎・屋内運動場（体育館）等を新築又は増築する場合等に、その経費の一部を国が負担することによってこれらの学校の施設整備を促進し、教育の円滑な実施を確保するものです。

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条)

※注意点

- ・年度をまたぐ計画等、設計着手・工事着工の時期は協議・補助金の算定に必要な必要面積や単価の詳細は別途行政配布資料の確認が必要になります。
- ・地域木材の利用
→総事業費に補助率(最大総事業費の1/2)をかけたものに、補助単価加算されます。
(補助単価率は非公表)

2.エコスクールプラス(文部科学省)

文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定するものです。認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができます。

また、「地域脱炭素ロードマップ」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、文部科学省から単価加算措置（8%）の支援を受けることができます。

(脱炭素先行地域以外の学校に対してはZEB Readyの達成に加え、将来的に『ZEB』を達成する計画のある学校を対象とする措置があります。)

※注意点

- ・エコスクールプラスの申請は各補助事業スケジュールに沿って行われます。
- ・ZEB Ready を達成した場合、補助単価が加算されます。（8%程度）
- ・建物建設時は、ZEB Ready の達成 が必須で、将来的に ZEB にする計画書の策定が必要です。

3. 地域脱炭素推進交付金「脱炭素先行地域づくり事業」(環境省)

「地域脱炭素ロードマップ」、「地球温暖化対策計画」及び「脱炭成長型経済構造移行推進戦略」等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金が交付され、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するものです。

これにより、地球温暖化対策推進法と一緒に、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組が実施されるとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」が全国で実施され、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組が推進されるものです。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ① 脱炭素先行地域づくり事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援するものです。
- ② 重点対策加速化事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援するものです。

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援するものです。

(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する交付金についてデータ等に基づき評価・検証が行われ、事業の改善に必要な措置が執られるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施するものです。

※注意点

- ・合計100地域を上限に採択される予定で、現在81地域/100地域採択済です。
- ・2025年度の募集で最後になる可能性が高いです。

4. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

「建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業」(環境省)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既築の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援するものです。なお、ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備することや、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等の補助要件が設けられています。

また、補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業、CLT等の新たな木質部材を用いる事業については優先採択枠が設けられています。

※注意点

- ・エコスクールプラスが選定評価段階で考慮されます。

5.林業・木材産業循環成長対策交付金 「木材需要拡大・木材産業基盤強化対策」（農林水産省）

林業・木材産業循環成長対策交付金は、木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築のため、木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、木造公共建築物等の整備等や、再造林の低コスト化に向けた取組への支援等、川上から川下の取組を総合的に支援するものです。

1. 循環型資源基盤整備強化対策 等

循環型林業の推進に向け、搬出間伐の実施や路網整備、再造林の低コスト化等の取組を一体的に支援するとともに、高性能林業機械の導入等の取組を支援するものです。

2. 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、公共建築物等の木造・木質化、木材加工流通施設の整備等を支援するものです。

※注意点

- ・次の①又は②を満たす建築物は特にモデル性の高いものとして評価されます。
①：CLT 又はLVL を構造耐力上主要な部分に 1/2 以上使用しているもの
②：耐火建築物又は 3 階建木造準耐火建築物
- ・公立小中学校の校舎木造化は基本的に補助対象外の為、公共建築物と認定される為に協議が必要です。

6.優良木造建築物等整備推進事業

カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ化を推進するため、省エネ性能の高い住宅・建築物の整備や、既存住宅の改修等を総合的に支援する事業(住宅・建築物等カーボンニュートラル総合推進事業)です。

- ①LCCM住宅整備推進事業（新規事業） ライフサイクル全体を通じたCO₂排出量をマイナスにする住宅（LCCM住宅）の整備を支援（補助率1/2）するもの
- ②地域型住宅グリーン化事業 中小工務店等によるZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）の整備等を支援（補助率1/2）するもの
- ③優良木造建築物等整備推進事業（新規事業） 主要構造部に木材を積極的に使用した非住宅建築物・中高層住宅の整備を支援（補助率1/2）するもの
- ④長期優良住宅化リフォーム推進事業 既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームを支援（補助率1/3）するもの
- ⑤住宅エコリフォーム推進事業（新規事業） 既存住宅の省エネ改修を支援（補助率11.5%等）するもの

7.公共施設等適正管理推進事業債(総務省)

過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にあります。そのため、地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新適正管理推進事業債・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により取組を推進するものです。

- ① 集約化・複合化事業・延床面積や維持管理経費等の減少を伴う集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業
 - ・ 公公用の建築物施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業
 - ・ 社会基盤施設所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
(一定規模以下等の事業)
道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設
- ③ 転用事業公共施設等
- ④ 立地適正化事業
- ⑤ ユニバーサルデザイン化事業
- ⑥ 除却事業

※注意点

- ・集約化・複合化事業が適しています。

7-2. 採用を想定する補助金利用の組合せ

(1) 各補助金等の補助対象項目・補助率等を下記にて整理します。

補助事業		対象項目・補助率(負担割合)等	申請日程
附番	名称		
1	公立学校施設整備費負担金	事業費の最大 1/2 ※設計費を含む	※通知による 申請時期目安： R8年4月上旬
2	エコスクールプラス	補助率UPに必要	行政配布資料を確認 ※R7年度は 2月上旬締切
3	地域脱炭素推進交付金 (脱炭素先行地域づくり事業)	設備の事業費の 2/3 ※調査・設計費を含む	R7年度中に第7回募集 (最終) 最短R7年秋
4	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (建築物等の ZEB 化・ 省 CO2 化普及加速事業)	設備の施工費 ※設計費は対象外の1/2 (上限 3億)	R8年5月(年1回)
5	林業・木材産業循環成長対策のうち 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策 (うち木造公共建築物等の整備)	木造化：工事費の15% (特にモデル性が高いものは 1/2) 内装木質化：事業費の1/2 (工事費の 3.75%が上限)	行政配布資料を確認 ※着手の前年度の 第一四半期頃まで に事前相談
6	優良木造建築物等整備推進事業	①木造化、非木造化の建設工事費の差額の1/2 ②工事費の 1/10 ①、②のいずれかの小さい方の金額	R8年4月(年2回)

地方債

7	公共施設等適正管理推進事業債	充当率 9/10 交付税措置率 1/2	R7 年度は 5 月上旬
---	----------------	------------------------	--------------

■検討する補助金及び地方債の採択率等

(2)各補助金等を補助率、申請日程、本計画との適合条件等から評価を行いました。
 結果として本計画では、1.公立学校施設整備負担金+2.エコスクールプラス+
 7.公共施設等適正管理地方債の組み合わせが適正であると考えられます。

附番	補助事業 名称	準備物	評価軸			総合評価
			補助率	申請日程	適合条件	
1	公立学校施設整備費負担金	・申請書一式 ・配置図、平面図、求積図、面積表 ・学区や人数の資料	○	○	◎	◎
2	エコスクールプラス	・計画書 →概要、スケジュール、 地域特性他の学校に向けた活動内容等	○	○	○	◎
3	地域脱炭素推進交付金 (脱炭素先行地域づくり事業)	・計画提案書(Word) →概要、先進性/モデル性、事業費、 地域課題の解決、合意形成状況 等 ・計画案概要(PPT) ・各条件の表計算(Excel) 等	△	△	△	△
4	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (建築物等のZEB化・ 省CO2化普及加速事業)	・実施計画書 ・エネルギー計量計画図 ・省エネルギー計算書 ・概算予算書/導入量算出表 等	△	○	△	△
5	林業・木材産業循環成長対策のうち 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策 (うち木造公共建築物等の整備)	行政配布資料を確認	○	○	△	○
6	優良木造建築物等整備推進事業	・提案申請書/概要 ・木造化の取組内容 ・補助申請額の概要/算定書 等	×	○	○	×
地方債						
7	公共施設等適正管理推進事業債	・公共施設等総合管理計画/個別施設計画 ・集約化・複合化等確認リスト ・申請以前に実施した集約化 ・複合化等に係る確認文書	◎	○	◎	◎

■採用を想定する補助金及び地方債の評価

【1.公立学校施設整備負担金】 + 【2.エコスクールプラス】 (最大 54%)

+

【7.公共施設等適正管理推進事業債】 (最大 20.7%) →**補助率 74.7%**

※注意事項

- ・エコスクールプラスのZEB Readyの達成→補助単価加算を8%として計算
- ・標準仕様に対する補助率が1/2の為、面積や仕様が高額になると補助率は下がる

8. 事業スケジュール

8. 事業スケジュール

今後のスケジュールについて、以下に整理します。

- ・DB 事業者選定：DB(デザインビルド) 方式による事業者の選定を行います。
- ・基本設計：基本計画に基づき、建物の仕様・構造・設備等の具体的な内容を整理し、基本設計図書にまとめます。
- ・実施設計：基本設計に基づき、設計内容を確定させ工事用に実施設計図書をまとめます。
- ・開発・造成等事前協議：実施設計業務と平行して、建築確認と関連する各種協議・手続きを進めます。
- ・建築確認：建物の建築許可取得のため、実施設計業務と平行して、確認済証の取得のための手続きを行います。
- ・解体・建設：解体工事・建設工事と平行して現場定例会議や各種検査など工事管理と工事監理を同時に行います。
- ・各種検査関係：事前協議や建築基準法、消防法等の検査を行います。
- ・引越、開校準備：各種検査完了後合格後、開設に向けて準備を行います。

		R6		R7												R8						
		11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
規模・事業費検討																						
基本計画	基本計画事業者選定																					
	基本計画作成																					
設計施工	要求水準書作成																					
	予算																					
	DB事業者選定																					
	基本設計																					
	実施設計																					
	開発・宅地造成等事前協議																					
	建築確認																					
	解体・建設																					
	各種検査関係																					
引越、開校準備																						

		R8												R9	R10				R11	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~3	~11	12	1	2	3	4
規模・事業費検討																				
基本計画	基本計画事業者選定																			
	基本計画作成																			
設計施工	要求水準書作成																			
	予算																			
	DB事業者選定																			
	基本設計																			
	実施設計																			
	開発・宅地造成等事前協議																			
	建築確認																			
	解体・建設																			
	各種検査関係																			
引越、開校準備																				

■今後のスケジュール

9. 事業概算工事費

9. 事業概算工事費

事業概算工事費を以下に整理します。なお、本計画は①増築（新築）建物建設費、②解体費、③付属建物建設費、④外構整備費の4項目に分けて計上します。

概算に対して、複数の根拠を基に下記概算工事費を算出しました。なお、基本設計以降も引き続き精査し詳細な金額を検討することとします。

増築(新築)建物建設費 ※1	延べ面積(m ²)	半屋外部割増 ※2	構造	規模	単価(円/m ²)	金額(円)
新統合小学校校舎棟	5,873.00	6,753.95	木造	2階建て	459,243	3,101,705,584
新小学校体育館棟	1,000.00	1,150.00	木造+RC造	1階建て	689,597	793,036,857
新中学校体育館棟	1,400.00	1,610.00	木造+RC造	2階建て	689,597	1,110,251,600
小計①(消費税含む)	8,273.00					5,004,994,041

解体費	対象面積 (m ²)	単価(円/m ²) ※3	金額(円)
アスベスト除去対象	3,432.23	80,000	274,578,400
上記以外	966.70	50,000	48,335,000
小計②(消費税含む)			322,913,400

付属建物建設費	内容	単価	金額(円)
	自転車置場、バス待合所 ※4	一式	353,407,537
小計③(消費税含む)			353,407,537

外構整備費	内容	単価	金額(円)
	グランド舗装、駐車場用舗装、野球場裏ネット、植栽、フェンス	一式	1,045,550,673
小計④(消費税含む)			1,045,550,673

合計(①+②+③+④)	(消費税含む)		6,726,865,651
-------------	---------	--	----------------------

※1：採用単価の根拠は下記による

- 「令和5年版 建築物のライフサイクルコスト/(一財)建築保全センター」
- 「令和7年度 新営予算単価/国交省営繕部」
- 「建築着工統計調査/政府統計データ(e-stat)」
- 「建築コスト情報/(一財)建設物価調査会」2025年7月

※2：日射遮蔽性能などの環境配慮や、雨よけ・車寄せ等の半屋外空間、バルコニー等を考慮し、床面積に15%の割り増しを見込むもの。

※3：解体工事はアスベスト除去対象の有無でm²単価を区分した。

※4：付属建物のうち、部室棟、渡り廊下等は含まない。

付録 . ワークショップの内容などについて

- 付録 -1. 第 1 回ワークショップについて
- 付録 -2. 第 2 回ワークショップについて
- 付録 -3. 第 3 回ワークショップについて
- 付録 -4. 第 4 回ワークショップについて
- 付録 -5. 第 5 回ワークショップについて
- 付録 -6. 中学生アンケートについて
- 付録 -7. 美里町立小学校建設検討委員会設置要綱及び委員名簿

付録. ワークショップの内容などについて

付録 -1. 第1回ワークショップについて「未来の美里町について語ろう」

(1) ワークショップ概要

- ・開催日：5/24 13:30～
- ・3つのテーマ「まち（学校）の思い出、まちの宝物」「まち（学校）でいまやりたいこと」「まち（学校）の未来こうなってほしい」について、まちからの視点と学校からの視点で議論し、付箋に思いを書き、グループごとにまとめました。
- ・集まった付箋に対し、参加者それぞれがいいねシールを貼り、共感の多い意見を抽出しました。
- ・抽出された意見を基に、グループごとにタイトルをつけ整理しました。



■第1回ワークショップの実際の様子

(2) ワークショップ結果





■C班のアウトプットシート



■D班のアウトプットシート



■E班のアウトプットシート



■F班のアウトプットシート



■G班のアウトプットシート

(3) ワークショップのまとめ

全7グループから出た意見の中で、いいねシールが3票以上貼られた意見において、まち・学校に分けて下記表にて整理しました。その中でも特徴的な意見や同類の意見として整理できる内容を以下に記述します。

<まち>

- ・子どもが遊ぶことのできる場所や公園が少ない
- ・既存小学校、児童館などの既存ストックを利用した地域イベントがしたい

<学校>

- ・生徒児童が共に学び合える場が欲しい
- ・生徒児童と地域の大人が交流できる場が欲しい
- ・児童生徒、町民が利用できるランチルームが欲しい
- ・児童生徒、町民が参加できるイベントがしたい

まち

まちの思い出、まちの宝物
まちでいま、やりたいこと
まちの未来、こうなってほしい
そのほか、なんでも!!

ファシリテーター
A:熊谷(教育委員会事務局指導主事)
B:新井(教育委員会事務局指導主事)
C:中瀬(町職員)
D:古川(教育アドバイザー)
E:東海林(EA)
F:佐藤(EA)
G:奥田(EA)

人 9

A青3)子どもたちの笑顔
B赤3)知らない人でも挨拶
A青3)地域の力を学校ボランティアに!!

イベント 29

B青3)百貨店
G青3)郷土ピクニックフェスティバルの開催
F青4)土地の形狀を活かしたスポーツ大会
F青4)夏まつり!
D青3)小中生を中心としたイベント
D青3)市民も参加できる運動会
F青3)遺跡の展示、子どもたちに分かってほしい

食 8

D青3)無農薬無肥料の米を食べさせたい
D青5)地産地消の食

インフラ 10

G青5)バスが増えてほしい
B青5)バス

自然 26

B青3)緑
E青3)海見山一・円良田湖トレッキング
F青3)釣り
E青3)農業の教育を農地レンタル
F青3)山の中のリストラン
G青4)高齢で栄養不足の美里町をハイキングして欲しい
D青4)小中高生自分たちで米や野菜づくり
A青3)不耕作地を減らしていくたい
F青3)ひみつきち
E青3)猪俣地区は美観地区として開発せず景観を残してほしい

学校

学校の思い出、学校の宝物
学校でいま、やりたいこと
学校の未来、こうなってほしい
そのほか、なんでも!!

ファシリテーター
A:熊谷(教育委員会事務局指導主事)
B:新井(教育委員会事務局指導主事)
C:中瀬(町職員)
D:古川(教育アドバイザー)
E:東海林(EA)
F:佐藤(EA)
G:奥田(EA)

人 20

C青3)新学校、空き教室活用化
C赤3)施設の集約化
B青6)(夏が暑いから)夏に遊べる児童館
F青3)面白い場所が欲しい
G青3)古民家の活用
B青5)朝・夕・土日子どもいられる場所
C青6)学校の活用
A青5)統合後の小学校遊び場にしたい
G青6)子どもの遊び場がもっと欲しい
B青4)土日預けられる保育園
A青3)(カフェなどの)店がもっと欲しい
A青3)飲み屋さんが欲しい
A青3)働く場所が欲しい
E青3)宿泊できる施設
E青3)子どもの遊び場
F青3)オシャレな場所が欲しい
A青4)ミムリソーバーの他にも公園があると良い
C青3)ベビーカーを押して日よけがあって外で遊べる公園
C青3)子の求める公園

施設 75

C青4)さわいでもいい図書館
F青3)大きい日よけ日陰エリアが欲しい
C青3)公園のような遊具があつてほしい
F青3)お庭寝できる場所
C青3)フロアが歩き難い(自由な時間)
D青3)災害時でも安心して使えるところ
F青3)ブレーカー!

F青3)住民とともにが交流できるところ

施設 27

G青4)さわいでもいい図書館
F青3)大きい日よけ日陰エリアが欲しい
C青3)公園のような遊具があつてほしい
F青3)お庭寝できる場所
C青3)フロアが歩き難い(自由な時間)
D青3)災害時でも安心して使えるところ
F青3)ブレーカー!
F青3)住民とともにが交流できるところ
G青5)芝生ゾーンを作り、子どもが良くて遊べる場を作る
G緑3)統合したら放課後グランドで遊べなくなる

イベント 28

G赤3)秋久中学校の運動会を見て感心した
G青3)総合前の小中学生の交流会
G青3)中学校で文化祭をやり、小学生を招待
G青3)町民と小中学生との大運動会(町民祭)
F青4)美里の子どもみんなのイベント(0歳~)
C青3)1回行事(イベント)を

給食 24

F青4)セミバギング形式
E青3)オーガニック&美里産給食(地産地消)
F青3)ランチルーム美里の食材を使う
D青6)他学年と一緒に給食
B青5)(他学年と一緒に給食する)小・中学生交わる校舎
A青3)誰でも給食食べられるようになりたい!

インフラ 7

A青3)体育館にエアコン
E青3)送迎バス必須

教育 42

A青3)部活動
B青5)勉強だけでなく、色々な体験を
C青5)休み時間を長くして欲しい
C青5)美里スタイルの教育
E青3)授業に“農業”を!
F青3)何でもできる学校
E青5)しっかりした学力(受験力)
B青4)中学生が小学生の先生に
B青4)お金の勉強!
E青3)卒業しても学びなおせる学校
D青3)在校生が使える田舎
E青4)文化部の充実(9年間部活動)
E青4)自分でカリキュラムを決める
E青3)子ども同士が教え合う

自然 10

G青4)自然遊び、川遊び、昆虫とり
A青3)子どもが出来る屋上!!
A青3)学校で虫とり

凡例
班・テーマの色・票数) 内容

■まち、学校 2 つの視点からみるワークショップの結果

付録 -2. 第2回ワークショップについて「学校のこと、町のことを考えよう」

(1) ワークショップ概要

- ・開催日：6/29 13:30～
- ・第1回のワークショップを踏まえ、3つのテーマ「美里らしい教育」「人と地域とつながる学校」「なんでもできる学校」を設定しました。それぞれのテーマについて2つのグループが別々に議論をし、付箋に意見を書きました。
- その後自身とは異なるグループとそれぞれのグループで出た内容について議論をしました。
- ・集まった付箋に対し、参加者それぞれがいいねシールを貼り、共感の多い意見を抽出しました。
- ・抽出された意見を基に、グループごとにタイトルをつけ整理しました。



■第2回ワークショップの実際の様子

(2) ワークショップ結果



子どもと大人が笑顔をつむぐ学校

[A]美里らしい「体験で地域とつながる開かれた」学校 ファシリテーター:立花(町職員)

[D]美里らしい「未来・地域住民・学年をこえて・自然とつながる」学校 ファシリテーター:佐藤(株式会社 EA)

教室 7/A4/D4)壁を開閉式にする 6/A3/D3)開放 塾・料理 6/A3/D3)広い	特別教室 9/A5/D4)体験型"コト" 9/A2/D7)地域住民とのチームティーチング 7/A2/D5)地域の人入りやすい(1階)	図書室 8/A3/D5)気軽に本を読める場がどこにでもある
給食室 10/A5/D5)学年や小中間で交流 9/A1/D8)給食を地域の方に限定で提供	美里らしい教育	体育館・校庭 9/A6/D3)プレーパーク(何してもいい!) 5/A3/D2)特別な体験(スケボー・ボルダリング)
屋上 10/A4/D6)天体観測	ICT 7/A4/D3)リアルとバーチャル両立	地域との交流 5/A1/D4)地域住民と協力した放課後教室
保健室 8/A4/D4)居場所・逃げ場	通学 6/A3/D3)学校の外(通学路)遊ぶ場とする 6/A3/D3)バス停、歩く時間も大切	学年をこえた交流 5/A2/D3)上の学年が下の学年に教える学習
—凡例— 総評数 / A班での票数 / D班での票数 / 内容		

■美里らしい教育のまとめ結果



だれでも何でも学びあう学校

[C]「みんな仲間」人と地域とつながり「学びあい教えあう」学校 ファシリテーター:東海林(株式会社 EA)

[F]人と地域とつながる「NDM-何でも出来るみんなの」学校 ファシリテーター:熊谷(教育委員会事務局 指導主事)

教室 11/C4/F7)中学生が小学生に教える 11/C3/F8)キャンプの授業で防災 9/C6/F3)すぐ外に出られる	特別教室 13/C6/F7)音楽・絵のプロが教えてくれる 7/C3/F4)料理教室、音楽教室、実験遊び	図書室 15/C8/F7)カフェ併設 9/C6/F3)司書さん(地元の人)が居る、 オススメを教えてくれる
給食室 10/C6/F4)地域の農家さんの名前入り野菜 9/C4/F5)お年寄りがスクールバスで食べに来れる	人と地域とつながる学校	体育館・校庭 16/C10/F6)地域の人がコーチになる 8/C4/F4)暑くならない校庭、木陰があって休める 7/C5/F2)小中で一緒に部活ができる 6/C4/F2)雨の日でも遊べる広い体育館
校長室 15/C6/F9)誰でも寄れる校長室	あそび 8/C4/F4/あそび)地域の人が遊び仲間になる 5/C3/F2/あそび)ブレイリーダーがいる 5/C2/F3/あそび)イベントができる場所	学童 6/C4/F2)学童に通って居ない子とも遊べる スペース
インターネット 9/C4/F5)外国人の人、他の地域の人とつながる	学校の畑 7/C0/F7/学校の畑)販売につなげる	凡例 総評数 / C 班での票数 / F 班での票数 / 内容

■人と地域とつながる学校のまとめ結果



自由につながるワクワクドキドキ学校

[B]なんでもできる「町民参加型の自由な」学校 ファシリテーター：丑田(教育アドバイザー)

[E]なんでもできる「つながることで、学びたくなる」学校 ファシリテーター：神部(教育委員会事務局 指導主事)

教室 6/B0/E5)購買部 5/B4/E1)なんでも持ってきていい	特別教室 9/B3/E6)大きなホール 6/B2/E4)たたみの部屋	図書室 5/B2/E3)町民がオススメの本を1人1冊おける
給食室 8/B2/E6)目の前で作っているのが見える 作る当番→食育 6/B2/E4)おてつだいロボットがある 6/B4/E2)町民も食べることができる 5/B3/E2)給食を作っている姿を見たい 5/B1/E4)バイキング 5/B0/E5)美里町の食材を使って収穫してくる	なんでもできる学校	体育館・校庭 12/B5/E7)美里の木を使ったアスレチック 7/B5/E2)芝生があるスペースあれば 7/B2/E5)エアコン完備 5/B1/E4)キャンプができる 5/B2/E3)学校で飲み物用意
教え合い 7/B3/E4)美里町の歴史		
環境 5/B3/E2)教職員の負担が減らせるように		凡例 総評数 / B 班での票数 / E 班での票数 / 内容

■ なんでもできる学校のまとめ結果

(3) ワークショップのまとめ

子どもと大人が笑顔をつむぐ学校

【A】美里らしい「体験で地域とつながる開かれた」学校 ファシリテーター：立花（町職員）

【D】美里らしい「未来・地域住民・学年をこえて・自然とつながる」学校 ファシリテーター：佐藤（株式会社 EA）

自由につながるワクワクドキドキ学校

【B】なんでもできる「町民参加型の自由な」学校 ファシリテーター：丑田（教育アドバイザー）

【E】なんでもできる「つながることで、学びたくなる」学校 ファシリテーター：神部（教育委員会事務局 指導主事）

だれでも何でも学びあう学校

【C】「みんな仲間」人と地域とつながり「学びあい教えあう」学校 ファシリテーター：東海林（株式会社 EA）

【F】人と地域とつながる「NDM-何でも出来るみんなの」学校 ファシリテーター：熊谷（教育委員会事務局 指導主事）

教室 11/C4/F7) 中学生が小学生に教える 11/C3/F8) キャンプの授業で防災 9/C6/F3) すぐ外に出られる 7/A4/D4) 壁を開閉式にする 6/B0/E5) 購買部 6/A3/D3) 開放 塾・料理 6/A3/D3) 広い 5/B4/E1) なんでも持ってきていい	特別教室 13/C6/F7) 音楽・絵のプロが教えてくれる 9/A5/D4) 体験型“コト” 9/A2/D7) 地域住民とのチームティーチング 9/B3/E6) 大きなホール 7/A2/D5) 地域の人入りやすい(1階) 7/C3/F4) 料理教室、音楽教室、実験遊び 6/B2/E4) たたみの部屋 6/A2/D4) カフェのような	図書室 15/C8/F7) カフェ併設 9/C6/F3) 司書さん（地元の人）が居る、オススメを教えてくれる 8/A3/D5) 気軽に本を読める場がどこにでもある 5/B2/E3) 町民がオススメの本を1人1冊おける
給食室 10/A5/D5) 学年や小中間で交流 10/C6/F4) 地域の農家さんの名前入り野菜 9/A1/D8) 給食を地域の方に限定で提供 9/C4/F5) お年寄りがスクールバスで食べに来れる 8/B2/E6) 目の前で作っているのが見える 作る当番一食育 6/B2/E4) おでつだいロボットがある 6/B4/E2) 町民も食べることができる 5/B3/E2) 給食を作っている姿を見たい 5/B1/E4) バイキング 5/B0/E5) 美里町の食材を使って収穫してつくる	美里らしい教育 なんでもできる学校 人と地域とつながる学校	体育館・校庭 16/C10/F6) 地域の人がコーチになる 12/B5/E7) 美里の木を使ったアスレチック 9/A6/D3) ブレイバーク（何してもいい！） 8/C4/F4) 暑くならない校庭、木陰があって休める 7/B5/E2) 芝生があるスペースあれば 7/B2/E5) エアコン完備 7/C5/F2) 小中と一緒に部活ができる 6/C4/F2) 雨の日でも遊べる広い体育館 5/A3/D2) 特別な体験（スケボー・ボルダリング） 5/B2/E3) 学校で飲み物用意 5/B1/E4) キャンプができる
屋上 10/A4/D6) 天体観測	ICT 7/A4/D3) リアルとバーチャル両立	地域との交流 5/A1/D4) 地域住民と協力した放課後教室
保健室 8/A4/D4) 居場所・逃げ場	インターネット 9/C4/F5) 外国人の人、他の地域の人とつながる	学年をこえた交流 5/A2/D3) 上の学年が下の学年に教える学習
校長室 15/C6/F9) 誰でも寄れる校長室	学校の烟 7/C0/F7) 学校の烟販売につなげる	通学 6/A3/D3) 学校の外（通学路）遊び場とする 6/A3/D3) バス停、歩く時間も大切
環境 5/B3/E2) 教職員の負担が減らせるように	あそび 8/C4/F4/あそび) 地域の人が遊び仲間になる 5/C3/F2/あそび) ブレイリーダーがいる 5/C2/F3/あそび) イベントができる場所	学童 6/C4/F2) 学童に通って居ない子とも遊べる スペース
教え合い 7/B3/E4) 美里町の歴史		

■全テーマにおけるまとめ結果

付録 -3. 第3回ワークショップについて「中学校と小学校の多様な学び環境を考えよう」

(1) ワークショップ概要

- ・開催日：8/2 13:30～
- ・用途ごとに色分けした粘土を用いて、対象敷地にゾーニング計画を行いました。粘土の伸びる、縮む、分割できる、などの特性を生かして自由にゾーニングをしていただきました。
- ・上記に対する意見やコメントをフラッグに記載し、ゾーニングだけでなく、そこに込める意図や思いを詰め込みました。



■第3回ワークショップの実際の様子

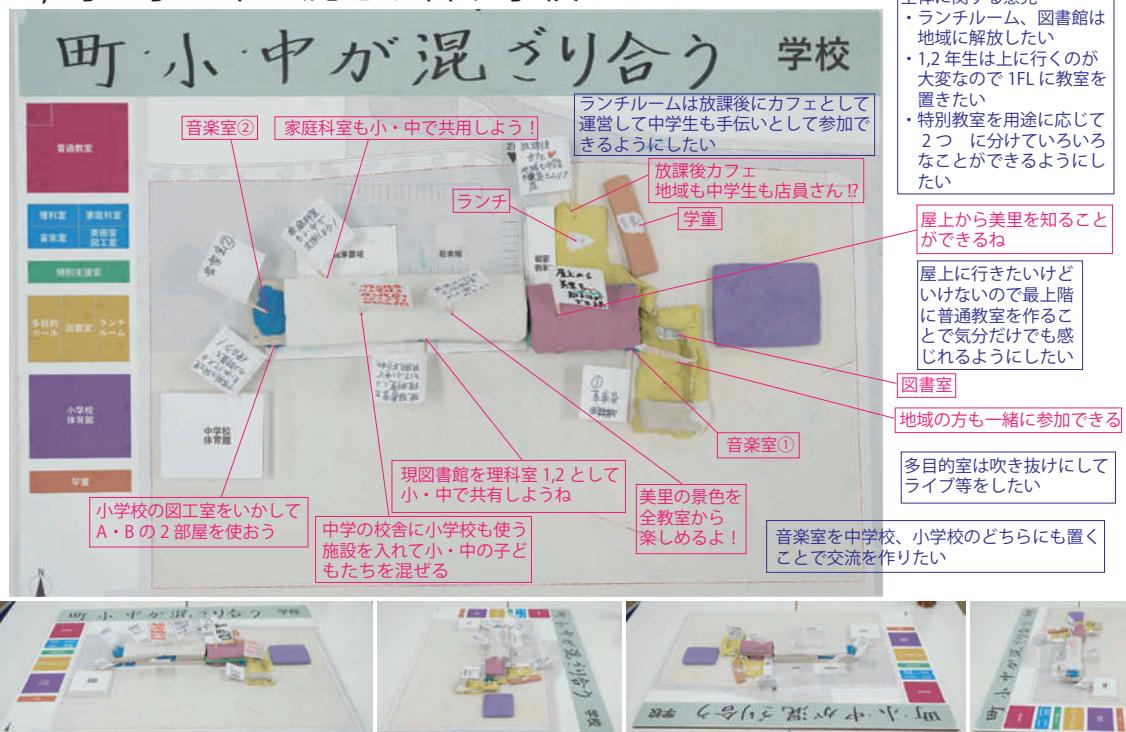
(2) ワークショップ結果

A, 地域の玄関ゆたかな交流がうまれる学校



■A班のワークショップのまとめ内容

B, 町・小・中が混ざり合う学校



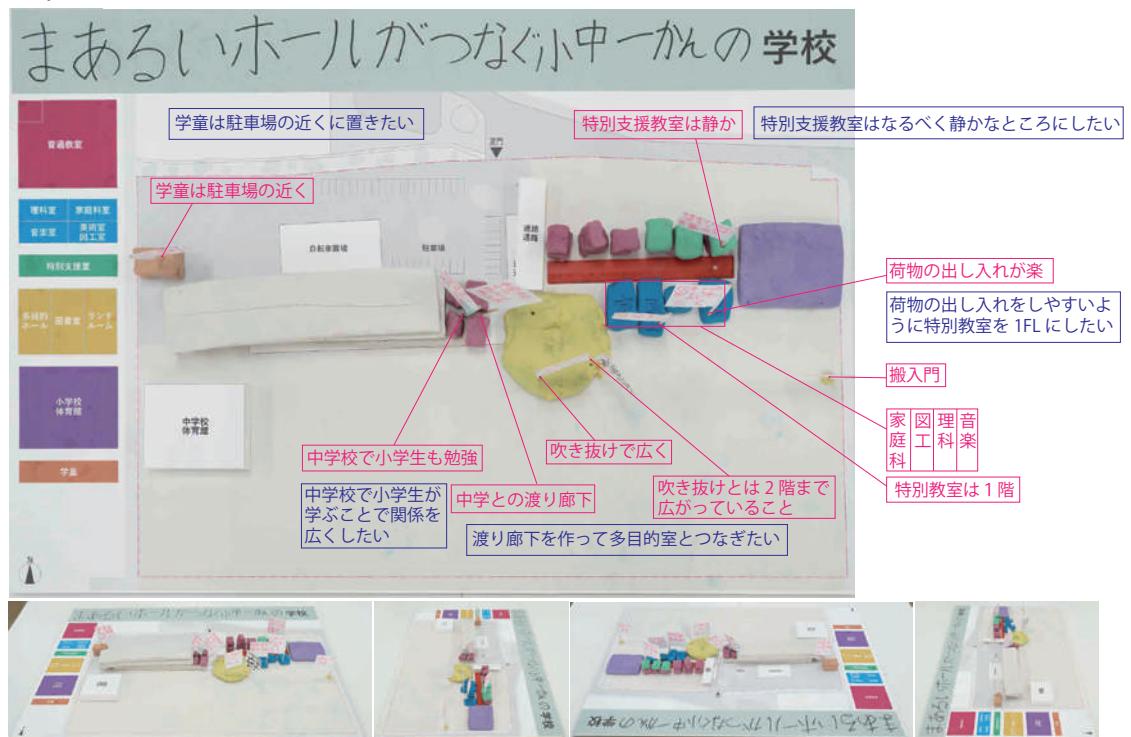
■B班のワークショップのまとめ内容

C,みんなで「楽しいこと」を作りあげる学校



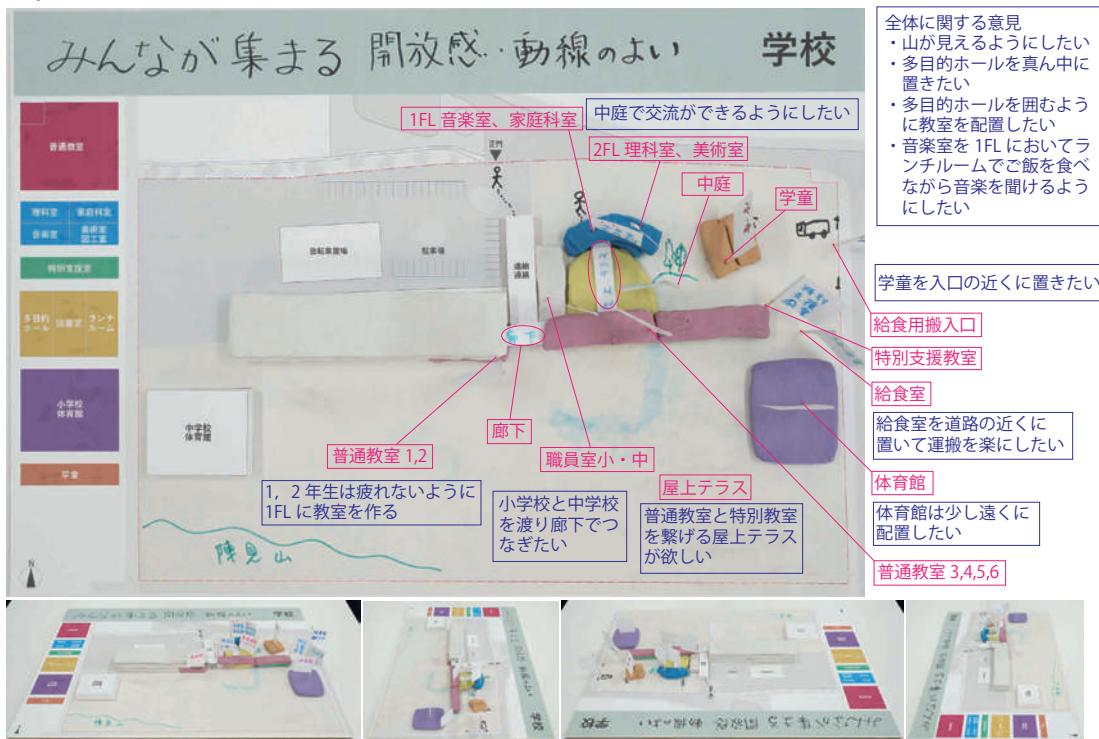
■C班のワークショップのまとめ内容

D, あるいはホールがつなぐ小中一かんの学校



■D班のワークショップのまとめ内容

E, みんなが集まる解放感・動線のよい学校



■E班のワークショップのまとめ内容

(3) ワークショップのまとめ

全5グループから出た意見の中で、多かった意見において下記に整理しました。

<各グループで共通する大きな考え方や配置 >

- ・生徒、児童、町民の交流をつくりたい
- ・多目的ホール、図書館、ランチルームは、特に地域開放が望まれる
- ・多目的ホール、図書館、ランチルームは、既存美里中学校校舎との間につくる
- ・多目的ホール、図書館、ランチルームは、その他の用途（特別教室、普通教室、中庭を含む外部空間）とつながりを持つことができる配置
- ・特定の時間のみ外部開放される（あるいは開放が想定される）体育館や別動線が必要とされうる特別支援教室や学童等は正門ではないところから入りやすい配置

付録 -4. 第4回ワークショップについて 「学校のビジョンとコンセプトをビジュアル化しよう」

(1) ワークショップ概要

- ・開催日：8/24 13:30～
- ・これまでのワークショップを振り返りながら、改めてみんなの「意思（町民の思い）」、「強み（まちと学校の宝物）」、「現在地（まちと学校の現状）」について議論しながら、チームごとの「志」を導き出しました。
- ・さらに、その「志」をそれぞれのストーリーや美里らしさというフィルターを通して、コンセプトへ言語化しました。



■第4回ワークショップの実際の様子

(2) ワークショップ結果



■A班のワークショップのまとめ内容



■B班のワークショップのまとめ内容



■C班のワークショップのまとめ内容



(3) ワークショップのまとめ

全5グループから出た意見の中で、多かった意見において下記に整理しました。

- ・学校を拠点として子供への教育的な視点以外で、何かを「育てる」という視点が多く見られました。
- ・A班：地域とのつながりを「育てる」
- B班：本気で向かい合う心を「育てる」
- C班：何もない = 無垢な部分を「育てる」
- D班：美里らしさ（自然の豊かさや思いやりの心）を「育てる」

付録 -5. 第5回ワークショップについて「まとめ 発表 みんなで感想」

(1) ワークショップ概要

- ・開催日：9/20 13:30～
- ・これまでのワークショップを振り返りながら、本計画の概要やゾーニング計画等を町民の方々に報告しました。
- ・さらに、ゾーニング図に地域住民が描く理想の使い方や「こんな未来が描けそう！」という夢を書き出して頂きました。



■第5回ワークショップの実際の様子

(2) ワークショップ結果



■ A班のワークショップのまとめ内容



■B班のワークショップのまとめ内容



■C班のワークショップのまとめ内容



■D班のワークショップのまとめ内容

付録 -6. 中学生アンケートについて

	Q2小学校の頃の一番の思い出は？	集計数	割合	Q3.小学校の頃、やっておけば良かったことは？	集計数	割合
主な回答	修学旅行	135	55%	勉強をやっておけばよかった	96	38%
	運動会	22	9%	思い出作りや遊んでおけばよかった	75	30%
	遊び、レク等	39	16%	運動をすればよかった	21	8%
	林間学校	10	4%	積極的に行動すればよかった	9	4%
	大会発表等（長縄等）	8	3%	その他	47	19%
	卒業式	5	2%			
	その他	24	10%			
	未回答	1			9	
小計		243			248	
重複		-14			-19	
合計		229			229	
その他の内訳	全校遠足 花咲祭り 持久走 委員会 勉強 先生との思いで			習い事 貯金 ゲーム 屋上行く		
考察	「修学旅行」が半数以上を占める			「勉強をしておけばよかった」という人が半数近く		
	Q4.自分の小学校で好きだった場所は？	集計数	割合	Q5.新しい小学校で、中学生が小学生と一緒にできたら嬉しいことは？	集計数	割合
主な回答	教室	59	23%	遊び	81	33%
	体育館	33	13%	レク、交流会	46	19%
	グラウンド	30	12%	行事	26	11%
	図書館	21	8%	部活、スポーツ	33	13%
	花咲山	20	8%	勉強	24	10%
	ブランコ	17	7%	その他	36	15%
	音楽室	7	3%			
	保健室	9	3%			
	その他	57	22%			
未回答		3			8	
小計		253			246	
重複		-24			-17	
合計		229			229	
その他の内訳	家庭科室 パソコン室 図工室 屋上 中庭 木の近く			協力 掃除 給食 折り紙 通学 ボランティア 授業		
考察	どの学校にでもある施設が上位を占める			「遊び」等が半数以上を占める		

	Q6.新しい小学校に、どんな教室どんな場所を作ってあげたい？	集計数	割合	Q7.美里らしい小学校ってどんな小学校？	集計数	割合
主な回答	リラックスや休憩できる場所	45	19%	自然や緑があるところ	142	57%
	悩み等をケアできる場所	24	10%	明るい、元気、仲いい人がいるところ	51	20%
	交流できる場所	36	15%	ブルーベリー、ミムリンがいるところ	32	13%
	運動、遊具がある場所	32	13%	きれいで広いところ	2	1%
	勉強、趣味などができる場所	36	15%	その他	23	9%
	自然に触れ合うことができる場所	7	3%			
	その他	58	24%			
未回答		1			0	
小計		238			250	
重複		-9			-21	
合計		229			229	
その他の内訳	きれいな エアコン付きの部屋 自由スペース 食堂 校庭 鳥小屋 ウサギ小屋			田舎な のどか 平和 思いやり 厳しいけど優しい 自立できる 校舎が紫 歴史ある 行きたくなる 地域と交流 農業を深く学ぶ		
考察	幅広い施設にばらける傾向がある			「自然があるところ」を選んだ人が半分以上を占める		
	Q8.後輩に向けてウェルカムメッセージ！これから中学生になる後輩に向けて自由に、アドバイスや思い出を教えてください！	集計数	割合			
主な回答	勉強を頑張れ	84	32%			
	小学生のうちに遊ぶ方がいい	78	30%			
	人間関係に関するアドバイス	40	15%			
	応援、励まし	23	9%			
	その他	43	17%			
未回答		17				
小計		268				
重複		-39				
合計		229				
その他の内訳	ロッカーをきれいに 部活勧誘 今のうちに遊べ 委員会 自分のやりたいこと 部活 恋愛					
考察	「勉強を頑張れ」という人が半数近くいる					

付録 -7. 美里町立小学校建設検討委員会設置要綱及び委員名簿

美里町立小学校建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 美里町立小学校の統合に当たり、統合新校の校舎の建設に係る必要な事項を検討するため、美里町立小学校建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討し、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 美里町立小学校統合基本計画の策定に関すること。
- (2) その他統合新校の建設に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 美里町議会議員
- (2) 美里町教育委員会委員
- (3) 区長
- (4) 各小学校のPTA代表及び中学校のPTA代表
- (5) 各小学校の校長及び中学校の校長
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事務が完了した日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、その委員会の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(美里町立小学校統合準備委員会設置要綱の廃止)

2 美里町立小学校統合準備委員会設置要綱（令和6年教育委員会告示第8号）は、廃止する。

令和7年度美里町立小学校建設検討委員会 委員名簿

(R7.5.16～) 順不同、敬称略

No.	要綱第3条第2項 各号の規定	所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
1	(1) 町議会議員	美里町議会	議長	櫻 沢 保
2	(1) 町議会議員	美里町議会	副議長	新 井 英 行
3	(1) 町議会議員	美里町議会	議員	櫻 沢 克 幸
4	(2) 教育委員会委員	美里町教育委員会	教育長職務代理者	横 関 賢 治
5	(2) 教育委員会委員	美里町教育委員会	委員	櫻 井 重 美
6	(2) 教育委員会委員	美里町教育委員会	委員	深 町 元 秀
7	(2) 教育委員会委員	美里町教育委員会	委員	大 澤 桂 子
8	(3) 行行政区長	区長会	会長（甘粕区長）	岩 片 利 彦
9	(3) 行行政区長	区長会	副会長（根木区長）	原 口 秀 明
10	(3) 行行政区長	区長会	副会長（湯本区長）	大 澤 勇
11	(4) P T A代表	松久小学校P T A	会長	山 下 和 昌
12	(4) P T A代表	東児玉小学校P T A	顧問	逸 見 猛
13	(4) P T A代表	大沢小学校P T A	顧問	根 岸 千 晴
14	(4) P T A代表	美里中学校P T A	会長	関 谷 剛
15	(5) 学校長	美里町立松久小学校	校長	江 森 貴 文
16	(5) 学校長	美里町立東児玉小学校	校長	高 田 真 清
17	(5) 学校長	美里町立大沢小学校	校長	下 田 裕 美
18	(5) 学校長	美里町立美里中学校	校長	高 橋 洋